

参議院内閣委員会會議録第四十三号

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)午
前十一時三十二分開会

委員の異動
本日委員山下義信君辭任につき、その
補欠として戸叶武君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事
小酒井義男君

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
井野 碩哉君
岡田 宗司君
矢嶋 三義君
戸叶 武君
八木 幸吉君
木村禮八郎君
三浦 義男君

國務大臣

岡崎 勝男君
木村篤太郎君

外務大臣

佐藤 達夫君
林 修三君
高辻 正巳君
前田 正男君
増原 惠吉君
加藤 陽三君

法制局長官

保安庁長官
保安庁次長
保安庁人事局長

保安庁経理局長 石原 周夫君
事務局副
常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日開議に付した事件
○防衛庁設置法案(内閣提出、衆議院
送付)
○自衛隊法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より委
員会を開きます。
○岡田宗司君 議事進行について。私
は防衛庁並びに自衛隊法案の審議につ
いて外務大臣、大蔵大臣並びに通産大
臣の出席を要求しておいたのですが、
今朝はまだお見えになりませんでしたし
うか。

○委員長(小酒井義男君) 要求中であ
りますので、早速連絡をとらせませう。
○岡田宗司君 若しお見えになりました
たらば、私はなお質問の持ち時間が
残っておりますので、それらの方々に
対する質問を続けたいと思います。

○委員長(小酒井義男君) 次に、増原
保安庁次長より発言を求めておられま
すので、これを許可いたします。
○政府委員(増原惠吉君) 昨日当内閣
委員長より、午後一時開会予定の委員
会を午後二時に開会するようになつた
から、長官のほうに伝えてもらいたい
という申出を受けまして、これを私の
手落ちで伝えませんでしたことは誠に手
落ちで申訳がございますので、謹ん

で陳謝をいたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは防
衛庁設置法案並びに自衛隊法案の二法
案につき、一般質疑を続行いたしま
す。

○八木幸吉君 私は木村長官に伺いた
いと思ひます。その第一点は、防衛二
法案を提案しなければならなくなつた
根本の理由という点について伺いた
いのでありますが、と申しますのは、憲
法を制定いたしました当時におきまし
ては、憲法の前文におきまして「政府
の行為によつて再び戦争の惨禍が起る
ことのないようにすることを決意し、」
こう謳ひまして、日本としてはもう戦
争は御免だという氣持を出しますと同
時に、それなら日本の一体安全はどう
するかという点については、更に憲法
の前文におきまして「平和を愛する
諸国民の公正と信義に信頼して、われ
らの安全と生存を保持しよう」と決意し
た。この御承知の通りでありまして、
つまり我が国の安全は諸国民の公正と
信義に信頼する、こういう建前であつ
たのでありますけれども、その後不幸
にして、諸国民の公正と信義に信頼し
ただけでは到底我が国の安全を保持す
ることができない、こういう世界のき
びしい現実の前に、つまり外国の侵略
というものが予想されるに至つたか
ら、この防衛二法案を提案しなければ
ならぬの止むを得ざるに至つた、こう
考えますときに、我が国の安全を保
持するその前提が憲法制定当時と今と
では變つたのだ、かように私は考える

ものであります。それに対して長官
はどういうふうにお考えになります
か。

○國務大臣(木村篤太郎君) お説の通
りであります。この防衛庁設置法並び
に自衛隊法を制定いたしますことは
は、要するに、今申述べられましたよ
うに、憲法制定当時の世界情勢が非常
に變つて來ました。憲法制定当時にお
きましては、今お話のように他国の公
正と信義に一応信頼できる状態であつ
たのであります。その見通しの下にや
つたのであります。現在においてはさ
うに參つておりません。御承知の通
り、日米安全条約においても無責任な
侵略主義を建前としておる国があるか
らというのを言つておるのであります
。従ひまして、我が国にいたしまし
ては、不当な外部からの武力攻撃に対
して、我が国を守るだけの処置をして
行かなければならぬ、そう考へておる
次第であります。従ひまして、この法
案が成立いたしました、自衛隊が創設
されたとしても、決して我々は戦争を
するたためではないと思ひます。逆に戦
争を防止するためにやる、こういう考
えで我々はおる次第であります。

○八木幸吉君 防衛二法案の制定が、
我が国を戦禍からこれを救うというこ
とに根本の理念があるというところは
私もよく了解し、且つ同感をするこ
とであります。今回の防衛二法案の
審議の過程におきまして、我が国が
立したから自分の国を自分を守るの
は当然であると、こういうふうなことを

よく言われるのであります。然らば
この自分の国を自分の手で守るのは当
然であるという考へ方は、憲法前文を
制定した当時には一体そういうことを
考へなかつたのか、一体前文にあり
うことを書いたのは、占領治下で押付
けられたという、敗戦の結果、我が国
が自分の国を自分で守るといふ氣魄さ
えなくなつて、止むを得ず他国の公正
と信義に信頼をせざるを得ない実情で
あつたから、こういう意味であらう
か、或いはそうでなくて、ただもう日
本は絶対無防備で、世界から戦争とい
うものをなくするのだ、こういう高い
理念でこれを言つたのか、或いは両方
が重なつてあつたか、或いは前文に
ある前文制定当時の御解釈はどう
いうふうにお考えになるか、承つて
みたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 制定当時
におきましては、もとより今申述べら
れましたように、全世界が平和に行
くように、我が国も率先して平和世界
を作ることに先がけようという意
が、他国の公正と信義に信頼し
て、とにかく戦争の惨禍から防止し
て、とにかくやないかという大きな理念か
ら來ておるものと私は考へておりま
す。併し御承知の通り、日本の憲法は
そういう大きな理念からできておるの
であると思ひますが、それだと言つ
て日本は自衛力までも放棄した意味で
は決してない。独立国である以上はこ
の自衛権を有するのは当然でありま
す。ただ戦争をしない、戦争を放

棄しようということだけであつて、日本の防衛権までも日本の憲法が放棄したものでない、私はこう考へておるのであります。

○八木幸吉君 この前総理がここにおいでになりました、私も総括質問を申し上げたときに同じような意味のことを伺つたのでありますが、そのときに法制局長官の御答弁、実はよく聞かされた点もあるのですが、憲法制定当時といへども、決して無防備を予想したのではないというふうな御答弁があつたかのように記憶いたすのですが、そういう御答弁でありましたとするならば、その意味は一体どういう意味であるか。これは法制局長官からもう一遍補足的に御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) あの際に私が申しましたのは、無防備とは申したつもりではございませんので、こういう趣旨でございます。即ち、自衛権は今の憲法において否定しておりません。且つ当時の政府の答弁において、この憲法は無抵抗主義ではございませんと、この趣旨のことを申し上げたつもりであります。

○八木幸吉君 もう一点法制局長官にお伺いしますが、この憲法は無抵抗主義ではないのだという意味の具体的説明をもう一言お附加を願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今申しましたように、自衛権は否定しておらないわけでございますからして、他の不正な侵害を受けた場合にこれを排除するだけの措置というものは一応許されておる。ただその場合に用いられる手段

というものが、戦力はいけない。それから交戦権は行使しない、この制約がございましてからして、その制約の範囲内におけるこの排除行為と申しますか、侵略の排除行為といふものは可能である、こういうことを考へておるわけでございます。

○八木幸吉君 今の法制局長官の御答弁は、つまり総理が第六国会、第七国会等で御答弁になりました武力によらざる自衛権の行使、外交その他の手段、こういうことを意味するわけでありませうか。もう少しその範囲を拡大して警察力でやるのだ。或いはもつと範圍を拡大して今の自衛隊のようなものでやるのだという趣旨を當時予想していたという意味でありますか、如何でありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法制定當時におきましては、申すまでもなくその当時の雰囲気から申しまして、そこまで突つ込んだことは一般には考えられておらなかつた、私は率直に認めます。ただこの憲法の形の説明として、先ほど申述べましたようなことが當時すでに行われておる。繰返しますと、自衛権といふものは決して否定されておらない。それから、この戦力或いは交戦権はない、この前提の下に……併しこれは無抵抗主義ではない。この自衛権があるといふことと、この憲法は無抵抗主義ではございませぬ。この二つだけはつきり當時申しておりますから、その根本の下に立つておるわけでございます。

○八木幸吉君 次は長官にお伺いしたいと思ひます。この前の総理への総括質問のときに、私はこの防衛二法案と憲法との関係についてお尋ねを申

上げたのでありますが、憲法の字句の解釈が中心になつておりましたが、主として法制局長官の政府の解釈を當時承るような結果になつたのであります。併し長官は申すまでもなく法律家であらせられますので、質問が多少二重になるかのごとき感もございませうけれども、法律家としての長官自身のお口から直接私の伺ふことを一つ御答弁頂けたら非常に幸ひと思ひます。そこで第一に伺ひたいのは、軍隊といふことであります。この軍隊の定義につきましては、長官は衆議院等で、又本委員会でもさうだと存じますが、近代戦を遂行するところの有効的確な総合的実力といふふうな御定義があつたやうです。併しその定義を下のしになる前に、いろ／＼この定義についてはまだ一定したものがないうやうだといふふうなことを御説明になりまして、今でも今仰せられたやうな定義が一番正しいと、こういうふうにお考えになつておりますか、如何でありますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はこう申上げたのであります。自衛隊は軍隊であるかどうかという御質問でありますが、そこで軍隊とは何ぞやといふ一定の確立した定義といふものはない。そこで外部からの侵略に対して対処し得るやうな実力部隊を軍隊と称するのであれば、これはまさに自衛隊は軍隊と称してよろしかろう、一向差支えない、こういう意味で申上げたのであります。

○八木幸吉君 軍隊の定義がまだ一定しておらぬといふふうなお話でありませうけれども、ジュネーヴにおける国際連盟の軍縮會議のときに、すでにこの

問題が相当専門家の間において議論されて、結局するところが、外敵の侵入に備えた武装した力といふふうな概念に大体まとまつたかのように私聞いたことがありますが、あの當時にさうな定義らしきものがきまつたかどうか、法制局長官に伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは當時の関係者からよく聞くことでございませうが、今お話のように、どういふふうな定義をきめようかといふことで各々の連中が智慧を絞つて、結局正確な定義といふものはできなかつたといふことが有名な話と私は聞いておるわけでございます。

○八木幸吉君 次に戦力のことを伺ひたいのですが、私は憲法第九條第二項の「陸海空軍その他の戦力」といふこの軍隊と戦力の関係は、軍隊といふものは戦力の中心をなすものである。戦力の中心である。併し軍隊ほどはつきりした戦力ではないものであつても、なお戦力と認めるものは国が保持してはいけないといふ意味である、つまり戦力のはうが軍隊よりも概念としては広いのだ、こういうふうには私は解釈をいたしているのであります。長官が衆議院等で答へになりましたところを速記録で拝見いたしますと、例へば自衛隊は間違ひもなく外敵に對応するものであるから、これは軍隊といふことなら軍隊と言つてもよろしい。併し憲法上のいふ戦力ではない。いふのだから、戦力と軍隊とを混同して考へないやうにしたい。こういうふうな御答弁があつたわけでありませう。それを解剖いたしますと、軍隊といふものは戦力の要素になり得る場

合もあるけれども、概念としては別なんだと、丁度私の考へておることと関係が逆になつておるわけなんです。その戦力と軍隊との関係をもう一回一つここで何つておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は軍隊と戦力とは別個の概念であらうと考へております。軍隊は即戦力ではなからうと、こう思ひます。戦力を構成する一分子たることは、これは間違ひはありません。概念上は私は個別のものかと考へます。

○八木幸吉君 前に伺つた解釈と同じことを今も伺つたわけですが、そこでもう一つ進んで伺ひたいのですけれども、では、その戦力の一体判定標準は何でおきめになるかといふことを伺つておきたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 戦力の基準といふものは、はつきり私はこれは申し上げることは不可能と思ひます。その戦力に至るに至らないかといふことはそのとき／＼によつてこれは解釈すべきものであらう。いわゆるその時代並に環境、それによつて定めるべきものであつて、外国においてどうの、又日本においてどうの、これは別個の概念であつて、日本の憲法で定められたのは日本を基準にし、日本の現在おかれた立場及び環境等を基準にして定めるべきものであらう、こう考へます。

○八木幸吉君 我が国の憲法の中に規定されておる戦力なり、或いはその他戦力、その解釈を一体どうするかといふことにつきましては、憲法制定當時の議會においても、御承知の通りかなりまあ論議があつたわけでありませう。まあ金澤岡務相その他のかたの御

答弁を伺いまして、結局警察力と然らざるものと分けて考えるより仕方がない。警察力であるか、戦力であるかというところは、仮に中心点であれば極めてはっきりするけれども、端のほうになると相錯して、果してこれが警察力であるか、果してこれが戦力であるか判定には非常に困難を来たす場合があるというふうな御答弁がありまして、その御答弁が警察予備隊が戦力なりや否やという点にいろいろ応用されて、先ず議論が進められたわけでありまして、現在では国内の治安を維持するための警察力たる警察予備隊等とは違ひまして、外敵に對するための国内の武力団体である自衛隊になりました場合におきましては、その目的論からこれを差別を付けるという必要はなくなりまして、戦力の判定基準は、一にかかつてその客観的内容によるという段階に現在達したと私は考えるわけであります。そこで規模の大小はございませうけれども、今回の自衛隊等は、軍艦も持ち、飛行機も持ち、戦車も持ち、バズーカ砲も持つといったようないわゆる武力的な装備を整えて、而も総合的組織編成を持つ部隊である、こう考えてみましたときに、社会通念から申しまして、どうもこれは軍隊であり、戦力であるというふうには私に考えるわけであります。戦力と警察力との差異をここで一つおきめになるかという点について長官のお話を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申すまでもなく、この警察力の目的を以てしても大きな戦力にされるようなものであれば、これは憲法違反だろと考へておられます。と申すのは、警察の目的を以てしてもさうな大きな戦力を持つに至れば非常に危険がある。要は外国に對しては不当な侵略行為をすることがあつてはならぬという建前から、憲法は戦力を禁止しておるものと考えております。お話を通り、この戦力というものは目的を以て解決すべきものでなく、客観的内容でこれを判定すべきものであると私は考へております。その点については八木委員と全く同感であるのであります。従ひまして、自衛隊は勿論内地の治安確保を一部任務としたしておるものであります。一面において、不当な外部侵略に對処することを以てその任務としたしておるのであります。その目的は單純な警察ではないのであります。併しその客観的内容はまだ戦力に至つていないと、こう我々は判斷しておるのであります。

○八木幸吉君 長官の衆議院における御答弁には、近代戦遂行の能力を持つ実力部隊、それを裏面的に解釈すれば、外国に脅威を与えるような部隊、そうならばこれは戦力だというふうな御答弁があつたわけであります。日本今の自衛隊が近代戦遂行の総合的実力部隊であるかどうかということになれば、これは私もさういふ実力を持つておらん、それは極めて非常に大きな力と解釈すれば、世界各國でアメリカとソ連以外にはさういふ総合的な実力を持つた部隊はないと長官も仰せられておりますように、例えば広島に落ちた原子爆弾を一個日本が持つておつたところが、それを運ぶ軍艦なり、それを警備する飛行機なりが必要なんだから、原子爆弾があるだけでは総合的な力とは言えないというふうなことをおつしやいました。その意味から申しますと、只今申しましたように、米ソ或いはイギリスを加えての三カ国ぐらいが世界で戦力を持つた国だ、こう言えるわけでありまして、今の裏面解釈の外に脅威を与えるという意味から申しましたならば、日本の自衛隊隊といえども、近くの弱い国に對しては或る意味では脅威を与える場合があるのではないかと、さうなればやはり長官のいわゆる戦力になるのじやないか。こゝう私は考へるわけであります。如何でありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 外国に對して脅威を与えるような大きな実力と、こゝう申したのであります。たまた極めて弱小国に對して日本の持つておる今の編成装備、実力部隊が脅威を与えるかどうかということ、これは疑問であります。併し一面から考へて見ますと、今の自衛隊程度におきましては、これは日本の陸上部隊を運ぶだけのいわゆる資格というものはないわけでありまして、御承知の通り、日本は海に囲まれておるのであります。外国へ出兵するといふようなことになりましますと、相当龐大な準備を要する。さういふ手当は只今の自衛隊においては何もありません。真実、外国に對して脅威を与えるといふような大きな実力は持つていない、こゝう我々は考へております。

○八木幸吉君 次は交戦権の問題についてお伺いたしますが、この前の總理に對する総括質問をいたしましたときには、法制局長官は、政府の憲法に書いてある交戦権という意味は國際法上の交戦権を意味するのだ、こゝういふお答えでございましたが、交戦権を殺傷破壊その他の武力行為たる戦争行為を適法にしない得る例外的國家の権能だ、こゝういふふうに解釈しておる學者もあるわけでありまして、若しこの學者の場合が正しいといたしますと、交戦権を行使すれば戦闘行為さへも不可能になる、こゝういふ結果になるわけでありまして、従ひまして、この説をとれば憲法九条第二項を、後段の交戦権の行使は、全然戦闘行為は不可能である、こゝういふ結論になるわけでありまして、この見解に對してはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 前にお答えいたしました経過から私から申し上げさせていただきます。今お述べになりましたように、交戦権そのものというものは、これは交戦者としての權利、而して最も典型的なものとしては敵性船舶の拿捕であるとか、或いは占領地の行政権であるとかいふことが憲法制定當時から答弁に出しておるわけでございまして、今お言葉に出ましたような平時において普通、通常許されないような外敵行為といふようなものが、交戦権を与えられることによつてこれが合法として認められるという考え方は私も必ずしも排撃いたしておりません。と申しますのは、この自衛権といふものと交戦権といふものと、常にこゝう両方並べて考へなければいけない。自衛権といふものは、これは申すまでもなく國の基本的生存維持の權利でございまして、これは當然のものとして認められておるわけでありまして、即ち急迫不正の侵害に對してそれを排除するに必要止むを得ない限度の武力行使は、自衛権として當然許されるということではいいと思ひます。ところが交戦権を更に持つといふことになりましますと、卑近な例でございませうけれども、敵が攻めて来た場合、ずつと敵を追ひ詰めて行つて、さうして將來の禍根を断つために、もう本國までも全部やつてしまふといふようなことが卑近な例として考へられますれば、交戦権があればそれは許されるであらう、併しなにかうそれは許されぬ。即ち自衛権の限度内でしかいゝわゆる外敵行動といふものはできない、こゝういふような結論になるように思つておるわけでございませう。

○八木幸吉君 國際法上の交戦権を認められなくて、而も自衛隊が戦闘行為をやりました場合には、敵から日本の自衛隊を見れば、暴動と同じ、暴民と同じ取扱ひを受けるわけであります。が、それでもいたし方ない、こゝういふ解釈でありますか、法制局長官如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それは御尤もお尋ねだと思ひますが、この國際法の關係におきましては、いゝわゆる不正規軍その他までも実は國際法の對象として一人前の扱ひをしておるわけでございませうから、さういふ点から御安心願ふと思ひます。さういふ点から、更に附加して申しますならば、この交戦権がないといふことは、いゝわゆる日本の國內法であるところのこの憲法による一種の自衛的な行為であるわけでありまして、國際法の外の目から見れば、ただその自衛して活動してお

という、まあ幼稚な言い廻しでござ
います。形になるだけであつて、国
際法上の根本においては立派に一人前
の扱いをしてくれる。これは先ほど申
上げたように、不正規軍すら一人前の
扱いをするわけでありまして、それ
と同様である、かように考へておる
わけでありませう。

○八木幸吉君 今の法制局長官の御見
解でありましたならば、交戦権はこれ
を認めないということを憲法に何があ
るに規定したと、こう解釈されるわけ
ですか、如何でしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは木村
委員からの御質問も曾つてございまし
たので、やはり憲法九条の第一項にお
いては自衛戦争すらも禁止されておら
ないという形でありませうけれども、こ
の第二項において戦力という物的手段
を禁止し、且つ交戦権という法的手段
を禁止することによつて過去のまあ過
ちを繰返さないようにしようという狙
いから、第二項ができておるといふ
うに考へておるのであります。

○八木幸吉君 政府の解釈する憲法第
九条、後段の交戦権は国際法上におい
て認められる交戦権であると、而も目
本は交戦権を認めないと憲法で規定し
ても、対外的にはやはり国際法上の待
遇は受ける、こういうことになれば、
ここに交戦権を認めないという規定を
設けたのは無意味であつた、やはり交
戦権としての戦力を認めない、こう
いふ広い解釈をするほうが妥当ではな
いかと思ふのですが、如何でしょう

○政府委員(佐藤達夫君) これはこの
憲法の帝國議會における御審議の際か

ら御趣旨の問題は御質疑等もあつたと
記憶いたしておるわけでありませうが、
私も政府側としては、当時から今の
第二項を一つは戦力という物的手段
をその面から制約し、第二に今度は法
律的手段として交戦権という形でこ
れを制約したという趣旨ですつと答
えておるのであります。この文章の
解釈から申しまして、この戦争をす
る権利というふうな大きく交戦権を説
むということとは、立法の形からも説明
が不自然になりはしないかというふう
に考へておるわけでありませう。

○八木幸吉君 次に、防衛二法案の内
容について私はお伺いしたいと思ふ
のでありますが、お伺いをする点をほ
つきりしますために、自衛隊は軍隊な
り、こういう建前では私は質問をいた
したい。と申しますのは、憲法との関
係で非常に遠慮してこの法案ができて
いるのかのごとき感を呈するところがま
まあるわけでありませう。併し法案自体
の真意を究明いたします場合におき
ましては、やはりその真の狙ひは、こ
にあるかという点を触れて話をしまし
せんと、齒に衣を清せてものを申すよう
なことになりませうから、その言葉自体
は問題でありませうけれども、自衛
隊は軍隊なりと、こういう先ず堅持で
御質問を申上げたいと思ひます。それ
で第一に伺ひたいのは、自衛隊法の第
七十六條の防衛出動の問題について何
うのでありますか、この七十六條の第
一項の但書に「特に緊急の必要がある
場合には、国会の承認を得ないで出動
を命ずることができ」と、こういう規
定があるわけでありませうが、この緊急
の必要がある場合に国会の承認を得な
いで出動するというのは、国会の閉会

中だけでありませうか、或いは開会中と
いへども、緊急止むを得ざる場合には
出動命令を内閣総理大臣が発すること
ができる、こういう意味でありませう
か、どちらの意味でございませう

○政府委員(加藤陽三君) これは理論
上は開会中におきまして、緊急の必
要がある場合には国会の承認を得ない
で出動を命ずることができるといふ
うに考へております。

○八木幸吉君 そこで私は今度は防衛
庁法の第四十二條、国防會議のことに
ついて伺ひたいわけでありませうが、国防會
議がなぜ必要であるか、先ずその点か
ら長官にこれは伺ひたいと思ひいま
す。

○國務大臣(木村篤太郎君) 国防會議
の目的とするところは、御承知の通り
四十二條に明記してあるものでありま
す。いわゆる「国防の基本方針、防衛
計画の大綱、前号の計画に関連する産
業等の調整計画の大綱、防衛出動の可
否、その他内閣総理大臣が必要と認め
る国防に関する重要事項」、これらの
事項について総理大臣を補佐して行
く、これが建前になつておるのであり
ます。申すまでもなく、一國の国防の
基本方針というものは、これは大所高
所から万般の事象を十分に検討して立
つべきものであります。又防衛計画の
大綱といたしまして、日本の置かれ
たる立場から出発して、すべて現在の
自衛隊の編成、装備その他を基本にし
て、大きな観点から計画を立てて行
なければならぬ。又出動の可否につ
いても、これは國家の重大問題であり
ます。これもこの會議にかくべき事項
として、総理大臣を補佐して行く、要

は日本の国防のあり方その他重要な事
項について、総理大臣を補佐して行
くことが適当なりと考へて、国防會議
の設置を考へたわけでありませう。

○八木幸吉君 国防會議が国防の大綱
について内閣総理大臣の補佐のため
に設けたという設置の趣旨は、今の御説
明でよくわかつたわけでありませうが、
この防衛法案には、その設置された国
防會議の構成を如何にするかとい
うことは、御承知の通り法案にはあり
ませぬので、別の法律でこれを定める
ことになつておる。そこで政府の腹案
はどうであるかという点につきまし
て、先日保安庁案なるものが當委員會
に出されまして、緒方副総理が御臨席
になつて、これは政府としてもその案
に全幅の信頼を置いてゐるのだ、先ず
政府の最善なんだと思つておる、こ
ういふ言葉があつたわけでありませ
うが、その保安庁案の内容を拝見いたし
ますと、構成員はこれに關係の最も深
い關係でできておる。そこで私の伺
たいのは、総理の補佐機關として最も
重要な職務を持つておるところの国防
會議の構成員が、單に關係だけででき
ておるといふことは、關係懇談會のた
だこれは一つの変形ではないか。国防
關係懇談會と名を付けても、實質的に
はいささかも変わるものである、こ
う考へるのであります。その点につ
きましては、すでにこの前の委員會にお
きまして、議題に上つたわけであり
ますが、ただ關係懇談會であれば不定
期であるとか、事務局がないとかい
つたような、ただ末梢的なことだけで
他は違ふんといひますならば、折角
國家の重大事をきめるところの国防會
議の設置が必要である、こう政府がお

考へになりましたならば、この構成員
というものは、その設置の必要にふ
さわしいものを充てなければならぬ、か
ように私は考へるわけでありまして、
殊にその意味から申しますと、今の
關係懇談會的なものでは、殆んど無
味に近いものだ、かように考へるので
あります。長官は如何に考へになり
ませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 国防會議
の構成メンバーは、保安庁案にお示し
した通りであります。これは決して關
係懇談會式のものではないといふこと
を御了承願ひたい。これは常設機關であ
りまして、常に直接の關係ある關係
が、その庁において研究した結果をも
たらして、そうして総合的にこれらの
事項について十分検討して、國家の防
衛に關する基本方針を立てて行かう
という意味から、こゝにメンバーにし
たのであります。而して關係の一部を
以て構成したといふことは、結局にお
いては内閣の責任制を明らかにするこ
とが必要である、關係以外の者をこの
構成メンバーに加へることは、内閣の
責任制からとつてみて私は疑問があ
るのであります。時の政府が責任を持
つてこれらの事務を処理することが穩
当であらう、こゝに考へておる次第で
あります。

○八木幸吉君 關係懇談會は常設の機
關ではない、国防會議は常設の機關で
ある、形式的には誠に長官の仰せられ
ることは御尤もだと思ひます。併し組
織を運用するのは、申すまでもなく人
でありますので、国防會議のメンバー
を關係だけに限られるという御趣旨
は、只今の内閣の責任制から、そん
う建前をとつておる、この御見解もよ

く私はわかるわけでありまして、私も、国防会議が防衛出動の諮問に應ずる、殊に先ほど御当局から御答弁のありました通りに、たとえ国会が開会中であつても、総理が決心をすれば国会を開かずして戦争をやることもできる、戦端を開くことができる、こういう非常に重大な責任を、権力を、総理が持つておられます場合に於いて、この総理の強い権力を如何にして国民がチエツクするかという点が、国防会議の最も重要な点は点ではないかと私は考へるわけでありまして。成るほど平素の国防の基本方針なり、或いは防衛計画の大綱であるとか、この計画と産業との調整問題であるとか、かような問題は、これは仮に国防会議がなくても、閣議それ自身でも十分検討のできる問題でありまして、一番のポイントが防衛出動の可否という点でなければならぬと思ふのであります。法律の文面から申しましたならば、若しも国会がその防衛出動に承認を与えない場合には直ちにその出動を撤回すると、こういうことが書いてありますけれども、実際の態にこれを申しますと、戦争をおつぱじめた、戦端を開いた、それをただ国会が承認しないからといって、直ちに兵を収めるということは実際の上では非常に困難でありまして、戦端を開くということは、申すまでもなく国家の運命を賭した重大な問題でありますから、念には念を入れてこれはやらなければならぬ、単に政府が行政の最高責任を持つておるから、政府の責任においてこれをやるというやうなものであつてはならないのでありまして、私は日本が戦争を不幸にして始める以上は、挙国一致の態勢で、すべての国民がこの戦争を納得の行く戦争だといふことで始めなければ、到底これは勝利の目的を達することはできない、こういう意味から申しまして、国防会議の構成というものは極めて重要なものだ、こう私は思ふわけでありまして、そこでこの国防会議の構成を民間人と何かといつたやうな、そういう狭い意味ではなくして、国会に代るべき挙国一致体制にその構成をする。こういう意味で私は例へば、政府のほうでは総理、副総理、防衛庁長官、外務大臣、大蔵大臣、この五名、それから民間人におきましては、先ず国民代表と言へば何と申しましては、国会が一番大きな機関であります、国会を代表する者として参議院議員、それから更にこれに會つて我が国の総理の前歴を有した人を入れまして、そうしてこういつたやうな人で国防会議を形成いたしますならば、挙国一致の實を挙げ得るのではないか。ここに私が総理大臣の前歴のある人をこの国防会議の中に入れて申します理由は、在野の最も有力な政治家を、二人加へるという意味であります、端的に例をとつて申しますならば、今會つての内閣総理大臣の経歴を有する人は片山、片山の両氏であります、若しも私の今申上げたやうな構成でこの国防会議ができましたならば、その国防会議において片山君さへもその戦争に賛成である、こういう結論になれば恐らく国民全体がこの戦争はやらざるを得ないものだ、こう私は考へると思ふのであります。そこで私の申上げたのは、民間では一定の学識経験を持つたかたを民間人の代表として入れるという説もあるやうでありますけれども、これは

私はその入れる方法は誰かが任命する、若しくは国会で同意を与えるといふやうな形になりましようけれども、それよりも一定の資格によつて国民から選ばれた人を資格に随伴して自動的に国防会議の構成員となるといつたほうが遙かに妥當であると思ふのであります。そういったならば、この国防会議は挙国一致の体制を整えますから、平素の国防の基本方針とか、防衛計画の大綱とか、或いは産業との関連性を議しますのは、これは内閣総理大臣の諮問機関としての立場でいいわけでありまして、緊急を要し、国会を開く暇のないときに緊急防衛出動をするときだけは、この国防会議の同意を得なければ内閣総理大臣はその命令を発することができない、こういうふうにしては如何かと思ふのであります、これに對する御意見を伺つて見たいと思ひます。これは政府としてではなくして、端的に、立場にとらわれずに御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 有力な御議論として承ります。そこで申上げた十分お考えを願ひたいと思ひます。これは宣戦布告ではないのであります。突如として外部から不当の攻撃を受けた場合どう処置すべきか、この問題なのであります。例へば加藤局長から申上げたこの緊急止むを得ざる場合、国会開会中でも場合によつてはそういうことはあり得るのだと申しましたが、この緊急止むを得ないといふのは、もう国会を開く暇のない、突如としてやつて来た、手の打ちようがこれよりほかないのだ、国会を開いて承認を求めれば手遅れになる、そういう真に

止むを得ない場合にこれはなすべき措置であります。それでもその後において事後の承認を国会に求める、而も建前といたしましては、どこまでも国会の承認ということを原則としておるのであります。この七十六条に規定しておりますのは、何も宣戦の布告といふやうなことは毛頭考へていないのであります。先刻来申上げましたやうに、外国の不当な武力攻撃、これをどうやつて防いで行かうかということにあるのであります。これらの場合について見ても、決して我が国が事好んでやるわけではない。真に止むを得ない場合、これに限定されておるのでありますから、私は防衛出動の可否もこれは原案でよからうかと、私はこう考へております。

○八木幸吉君 戦前におきましても、戦端を開く場合にはやはり御前會議とか、いろいろな機關の議を経て決定されたわけでありまして、現に国会が嚴として存在しておる。而も国会の開会中である、さうなときでも、時と場合によつては国会の承認を経ずして、ただ総理大臣の専断で以て出動をなし得る、戦争もなし得る、戦争を始め得るというやうな法律を我々は作るということ、これは非常にやはり危険をその内部に包蔵しておる。併し国会を開いてそれを審議するということはやはり多少の時を要するから、せめて国会に代るべき最高の權威を持つた少数の国防會議を以て、これの同意を得てやるだけの余裕はあるのじやないか。又その必要が国家の重大事であるからして、当然それだけの手續は踏むべきものでないか、こういう意味で私は申上げたわけでありまして、これ以上は議論になりますから私は申上げませんが、ただ長官におかれましては、十分一つその点を御検討願ひたいといふことを申上げます。それからやはり国防會議に関連いたしまして、事務局の問題であります、保安庁試案によりまして、事務局を防衛庁内に置く、こういうことになつておりますが、国防會議はより高い見地において国家の重大事を決する、こういう建前になつておるわけでありまして、やはりこれは内閣に置かれたほうがよいのではないか、かように私は思ひますが、その点は如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この原案は事務局ではないのであります。これを御了承願ひたい。庶務のほうでやる。事務局といふことになりましたと、その事務局に相當な人員を抱えて、ふだんからこの事項について検討するやうな者を抱え込まなければならぬ。その事務局設置の必要はないと我々は考へております。庶務のところでは考へるわけであるといふことでありまして、併しこれは防衛庁に置くことを考へておるのであります、今お説の内閣総理府にこれを設置するといふことも、有力な私は御議論であらうと拝承いたします。

○八木幸吉君 今の長官の御説明を伺いますと、防衛庁内の或る事務局と申しますか、或るスタッフが原案を作つて、そして国防會議にこれをかけるというやうな先ず御構想のように承つたのであります、最初の国防會議の設置の理由は、国防の大方針について内閣総理大臣を補助する、こういう非常に大きな構想を持つた會議であるにもかかわらず、事務局さへも置く氣

持はないということになりますと、この国防会議を置くということが、政府の最初からの信念によつてこれが法案の中に盛り込まれたのか、或いは三党折衝その他の政治的の折衝の結果、止むを得ずこれはお義理に出されたかの感じを受けるのでありますが、国防会議が必要であるというところをお考えになれば、そこに独自の見解に立つて事務局を持つ、そして平素からその独自の立場に立つて国防の基本方針なり、防衛計画の大綱を立てる、軍事専門家の立場でやるのではないということくらいは、当然あつて私は然るべきものだと思いますのでありますが、如何でございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この国防会議において議論すべき問題は先ほど申し上げた通りです。これは各省に亘つておるものであります。各省で十分その道の専門家が検討して参ります。その検討したものでよつて、これらの主管大臣が集まつていふ／＼と協議をして、そこに結論を一つ出すわけでありまして、事実は各省の内部においての研究事項が主になるものであります。それを総合判断して各大臣がきめるべきものであります。時々寄つてそれらの問題を議して、その間に十分な結論が得られるものと私は考えております。何もここに大きな事務局を設置して、別にそれらのものに研究をさせるという必要はないのじやなうか。そうありますと、却つて紛淆を生ずるのじやないか。各省で研究したものを寄つて、そしてそこに総合的な判断をさせるほうがよいので、別に事務局を持つて、事務局で改めてほかの観点からこれを研究させるというふうになる

と、却つて紛淆を生ずる虞れがあるのじやないか、こう私は考えております。

○八木幸吉君 各省で持寄つた資料を大所高所から国策的に或いは国防的にこれを判断する。そのお説は御尤もだと思ひますが、御尤もであればあるほど、それが軍事の専門家ばかりがたむろして防衛庁の中にその庶務をとらせるよりも、内閣という総合的の或いは統制的の使命を持つておる内閣、公平無私であり、且つより高いところにある内閣に事務局を置いてこそ、今、長官の仰せられる目的を達するのではないか。そのほうが遙かに合理的であり、且つ便利ではないか。最初からの立案をすべてその事務局でやるのではなくて、各省から出た資料に基いて、これをよく咀嚼して総合判断をするために事務局を内閣に置くのが妥当ではないか、かように考えるのであります。重ねて伺つてみたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 総合判断をするのは結局は総理大臣であります。が、事実上は各関係構成メンバーが寄つてそこで判断してきめるのであります。その事務の処理は、一つの防衛庁なら防衛庁にこの庶務を任せるといふことであらば私は差支えないと思ひております。併しこの庶務をどこでやるかといふことについては、今、八木委員から仰せになりました内閣総理府にやらせるというところは穩当である、これも有力な御議論としてまさに拝承いたします。

○八木幸吉君 一言附加しておきますが、総合判断を先づ国防会議において、その資料によつて国防会議の結論を出す。その結論に従つて、諮問委員

会の立場から更に内閣総理大臣がその裁決をする、こういう組織になつておるわけでありまして、その国防会議の議題の元になる案は、やはり総合判断の内の閣における事務局が担当するのが妥当である、かように考えます。一言私の所見を附加しておきますと、次の問題に移ります。この国防会議に關することは別の法律でこれを定める、こういうことが防衛庁設置法の第四十三条に規定されてあるものであります。防衛庁設置法の第一条の、「この法律の目的」といふところには、「国防会議の設置について定めることを目的とする」、第一条の後段であります。国防会議の設置自体が防衛庁設置法の目的になつておりながら、而かもこの国防会議の議題だけをここにきめて、その構成を他の法律に譲つたといふことは、これは防衛庁設置法を提案するまでに、これに關する政府の内部の議論がまとまつていなかったといふたような経過的な理由はあるにいたしましても、法本家の構成から申すれば、妥当ではない、かように考えますが、如何でございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この法案第一条において「国防会議の設置について定めることを目的とする」とある。従ひまして、四十二条において設置するといふことを規定いたしました。その設置についての構成、審議すべき内容等を規定したてであるのであります。その構成の内容等につきましても、八木委員も御承知の通り、これは三党折衝が行われておつた過程においてできて、その案といふものはまだきまつておりません。そこで止むを得ず、その構成、内容については法律で定めるということにしたわけでありまして、その防衛庁設置法の中に国防会議の構成等を入れるとしますならば、第四十三条を削つて第四十二条の三項以下に構成員、議長、構成員外の出席者、事務局等に関する重要事項を規定いたしました。更に私が只今申し上げました意見を、仮に政府が御同意であつたとしますならば、自衛隊法第七十六條一項但書に、現在では、「特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることが出来る」という但書もあるのです。特に緊急の必要がある場合、国会の承認を得る暇がなかつたときは、国防会議の同意を得て出動を命ずることが出来る、こう修正すれば、別の法律案を出さなくてもその目的は達すると、かように考えますので、私の意見としてただこれを御耳に入れておきます。

次に伺ひたいのは、この国防会議の議題の「国防の基本方針」といふことが書いてございしますが、この基本方針とは一体具体的に申しましてどういふことを意味するのでありますでしょうか。

○政府委員(加藤陽三君) 「国防の基本方針」と申しますと、表現といたしましては非常に広いような表現になつておりますけれども、考えられますことは、日米相互安全保障条約のようなことを今結んでおりますけれども、そういうような問題も一つこの中では取上げられ得る範圍に属するものである、かように考えております。

○八木幸吉君 若し別の法律でなしに、この防衛庁設置法の中に国防会議の構成等を入れるとしますならば、第四十三条を削つて第四十二条の三項以下に構成員、議長、構成員外の出席者、事務局等に関する重要事項を規定いたしました。更に私が只今申し上げました意見を、仮に政府が御同意であつたとしますならば、自衛隊法第七十六條一項但書に、現在では、「特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることが出来る」という但書もあるのです。特に緊急の必要がある場合、国会の承認を得る暇がなかつたときは、国防会議の同意を得て出動を命ずることが出来る、こう修正すれば、別の法律案を出さなくてもその目的は達すると、かように考えますので、私の意見としてただこれを御耳に入れておきます。

○国務大臣(木村篤太郎君) この指揮権の問題は、これは私は保安庁長官が責任を以てやるべきものと解しております。国防の基本方針は、いわゆる日本本防衛がどうあるべきか、世界情勢その他を勘案して、どこに重点を置いて国防方針をきめて行くかという大きな観点から事を処理して行くかと思ふのであります。勿論この防衛計画の大綱と密接な連絡はあると思ひます。日本が自由国家群の一員としてアメリカと手をとつて行くべきか、或いは又將來何かのことで大きな共同防衛の議題になるような場合がないとも限りません。そういうときには日本がどういふ措置をとつて行くかといふことについては、大きな観点から日本の国防方針をここできめて行くべきものである、こう考えております。

○八木幸吉君 例へばどこまでもアメリカと手をとつて日本の安全を保持するか、或いは第三勢力的な立場に立つかといふようなことも、この基本方針として議題になりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論なると思ひます。

○八木幸吉君 或いは少しく具体的に申しますけれども、又好まんことであるけれども、例へばウラジオストクに非常に飛行機が集中した、日本を襲う公算が極めて大である、これを先制攻撃すべきであるか、或いは向うから来るのを待つかといふようなことも、この「国防の基本方針」の中に入りますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無條件で入ります。

○八木幸吉君 或いは少しく具体的に申しますけれども、又好まんことであるけれども、例へばウラジオストクに非常に飛行機が集中した、日本を襲う公算が極めて大である、これを先制攻撃すべきであるか、或いは向うから来るのを待つかといふようなことも、この「国防の基本方針」の中に入りますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無條件で入ります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 先制攻撃というものはちよつと我々は考えていないのでありますが、そういう純軍事的のことは、これは防衛庁長官が責任を持つてやるべきことだと考えております。

○八木幸吉君 「国防の基本方針」の中に、国防会議の議題の中には入りませんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は「国防の基本方針」というものは、そういうものではないと考えております。

○八木幸吉君 次に防衛計画の具体的なことを項目的に何つてみたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 国防会議で扱われまことが予見されております。防衛計画と申しますのは、この第一号で「国防の基本方針」が審議せられるわけでありまして、その基本方針に基きまして、どういふ防衛組織を持ち、これがその整備計画を持つべきかというふうな防衛計画の大綱でありまして、或いは基本的な戦略的な事項というふうなものが議題に入ると思ひます。

○八木幸吉君 次に私は三軍方式について伺ひたいのでありますが、陸海軍の軋轢が国はすでに苦い経験なめたところでありまして、今回の防衛法案につきましても、統合幕僚会議の設置とか、或いは大学その他附属機関の統合等、相当御当局においても苦心をせられたところは察するものでありますけれども、更に一歩進めまして、長官の下に三軍を統率する最高司令官を置くことに對する見解、それから陸海空の區別を撤廃する階級の設定、それから補給施設、衛生施設等を一本化する

いつたようなことについてお考えになつたことがございますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々も従来の陸海空の対立について非常に頭を悩まして、今度創設されるべき自衛隊にあつては、さういふことがあつては相成らん、これはその方針の下に統合幕僚會議というものを設けて、終始いわけ三幕僚長を呼びまして、さうしてそこで日本の具體的の戰略的或いは作戦方策を互いに協議して摩擦のないようにやらせたい、さう考へておるのであります。この幕僚會議に基いてきまつた事柄は、即ちすべて長官の下に提出されまして、長官がそれをよろしいとすれば、その方針に基いて各幕僚長を通じて各部隊に流して行かう、さう考へたの下に統合幕僚會議というものを設けたのであります。さうして三軍の指揮というものは誰にすべきかというところはまだ考へておりません。それは具體的にそのとき、そのときによつてこれはきめるべき問題であるのであります。只今あらかじめ何人をもつて三軍を指揮させるのかということについては構想を持つておりません。これは各幕僚長が寄り合つて、結局その人選なんかというものは長官の下に置いてきめられるべきものである、さう考へております。

○八木幸吉君 あと一点伺ひまして、爾余の質問は次の機会に譲りたいと思ひますが、それは自衛隊は我が国土防衛のために挺身をするのであります。従ひまして、その根柢になるものは、どうしてもこれは精神的の大きな支柱がなければならぬ。私は公のために犠牲になると、さういふことが先ずその魂となるわけでありまして、魂の入つ

た自衛隊とするにつきましては、木村長官は相當な決心とお考えがあらうに思ひます。それをこの機会にお示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御尤もであります。私はどうしても自衛隊員に對して精神的支柱を与えなければいかんと思つております。そこで先ず形式的ではあります、その自衛隊員の心掛けの基礎になり得るものをこの法案に織込んでおります。それは五十二條をお読み下さい。私が一応参考のために申述べます。「隊員は、わが國の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覺し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつて國民の負託にこたへることを期するものとす。」これは極めて形式的であります。が、大體の向う方針はここに織込んであるわけでありまして。

○八木幸吉君 この法案の中にも今お示しの通り、五十二條には服務の本旨と題して精神的な面が現れておりますけれども、長官はときどき訓辭等もなさるやうにも承つております。又あらゆる機会にそのことに対しては常に隊員を鼓舞し、且つ訓練するやうにお勧めになつておられると思ひますが、私はもう少し詳しい隊員の服務の精神的支柱になるやうな書いたものをやはりお廻しになる必要がある。そこで私はこの五十二條の意味をもつと敷衍した、長官の信念を當委員會に資料として書いたものを一通お出し願ひたい。かようにお願ひをいたしておきます。

これで私の残余の質問は次の機会に譲ります。

○委員長(小酒井義男君) それでは暫時休憩をいたします。

午後零時四十九分休憩

午後二時四十九分開會

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員會を再開いたします。

午前引続いて防衛庁設置法案及び自衛隊法案の二法案につき一般質疑を続行いたします。

○岡田宗司君 岡崎外務大臣の御出席がございましたので、外務大臣並びに保安庁長官に若干の質問を行います。

昨日、木村保安庁長官に自衛隊の増強に伴つて駐留軍の撤退があると思ひますが、今度の自衛隊の増強に伴つて駐留軍の撤退を、それに見合ふ駐留軍の撤退の交渉を開始するか、さういふ御質問をした。それを早速に開始するかどうかという御質問をいたしましたところ、木村保安庁長官は、自衛隊の増強に伴つてそれに見合ふ駐留軍の撤退を速かに交渉するつもりである。さういふことをお答えになつておるのであります。で、この点につきまして外務大臣にお伺ひしたいのでありますが、すでに日米安全保障條約を締結する際に、又今度のMSAの援助を受けて相互防衛援助協定を締結せられる際にこのことは問題になつたと思ひます。それで前々から外務大臣は、アメリカは日本に駐留することを希望してないんだ。従つて日本が自衛隊を増強して行けば、漸次減らして行く、行きたないと思つておると、さういふふうに行はれておると、この点は今度の自衛隊の増強計画と關係して、何とい

いますか、アメリカ側がどういふふうな意向を持つておるか、又第二には、今度の自衛隊の増強と関連して日本側から具體的にアメリカ駐留軍のいゝゆる漸次撤退の具體的な交渉というふうなことに入るおつもりかどうか。さうすればそれはまあいつ頃からそれを開始せられるか、さういふ点について伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 米國側の意向は前々から申上げておる通り、今おつしやつた通りに、成るべく早く撤退したいといふことでございますが、今度自衛隊増強計画に伴つてMSAの交渉を開始するに當りまして、特にこの協定の調印に當つて、御承知のようにアリソン米國大使が、これが米軍撤退に一步を進めるのであるという表現を用いてこれを大いに歡迎しております。でアメリカ側の意向は從來と變りがないといふことにならうかと思ひます。然らばいつ具體的な交渉を始めるか、これは勿論自衛隊側の増強計画と申しまして、ただ人を殖やすだけでは相成りません。訓練も必要でありまして、さういふ準備も必要でありまして、さういふ準備が大体いつ頃という形で整うかという見通しがつきましたならば交渉を始めたい、さう考へておるのであります。

○岡田宗司君 では木村保安庁長官にお伺ひいたします。今の岡崎外務大臣の御答弁ですと、まあ人を殖やしただけではまだその時期ではない。併し訓練によつて相當な強化されたというめどが付いたときにそれを始めるんだ。さういふことでありますが、人を殖やすのは本年度の末までに二万殖やされて参りますが、その訓練等に

よりまして、まあ保安隊が十三万はほ
使えるという段階はいつ頃になるか。
それと関連して保安庁長官はいつ頃か
は訓練との関連でありますが、その訓
練の計画によつて一応の強化のめど
を……、その交渉の開始せられる時期
等はどの辺におかれるというふうにお
考えでしょうか。

○岡田宗司君 本年は二万の地上部隊
の増強計画があるように聞いていま
す。そういたしますと大体まあ来年度
から始めて漸次増強しただけまあ撤退
を要求して行く、こういうことにな

つて行くと思うのですが、そうすれば
現在アメリカ軍が日本に地上部隊がど
れくらい駐屯しておるか私も承知し
ておりませんけれども、一体どの程度
の増強によつて先ず地上部隊が撤退す
ることになるのか、全体として撤退す
ることになるのか、その点についてど
うお考えになりますか。

○岡田宗司君 前々申上
げました通り、三十年度には地上部隊
をできるならば二万を増員したいと考
えておりますが、これも希望に過ぎ
ないものであります。来年度の財政計
画その他を勘案して、果してこれだけ
のことができるかどうか、只今のところ
では見通しは付いておりません。こ
れは率直に申上げます。従いまして来
年度果して実数どれだけ増加し得るか
ということでは申し上げることはできかね
るのであります。こういう点から勘案
して、アメリカの駐留軍の引揚げとい
う問題も今から答へすることは私は
できんと思ひます。

○岡田宗司君 そうですね。入隊した
者が相当の訓練を要するのでありま
す。この訓練をするのにもいろいろ部
隊によつてその性質は異にしておりま
す。一概に申すことはできませんが、
今私が申述べたように大体においてま
あ来年の今頃であればよからうかとま
あめどを付けておるのではありません。
いましてその時期にあればアメリカの
ほうに見合うだけの自衛隊というもの
はできるものと考えております。

○岡田宗司君 次は外務大臣にお伺い
しますが、今日日本には米軍のほかにも
あ国連軍として実はイギリス軍が駐屯
しております。それで朝鮮の休戦も、休戦
からすでに一年を経過しております。そ
してイギリス軍が日本に駐屯するといふこと
は、日本との間に何ら協定も何も結ば
れておらんわけですから、それでこの国連
軍というものが朝鮮休戦後一年もたつ
てなお占領中と同じように、やや規模
は小さくなつたけれども、日本国内に
おるといふことは、我々にとりまして
非常ににじからんことなんです。こ
の国連軍の撤退という点について外
相は何か交渉をせられておるか。そ
れから又国連軍は如何なる時期に撤退
することになるか、そういう点につい
てお伺いしたいと思ひます。

○岡田宗司君 そうですね。入隊した
者が相当の訓練を要するのでありま
す。この訓練をするのにもいろいろ部
隊によつてその性質は異にしておりま
す。一概に申すことはできませんが、
今私が申述べたように大体においてま
あ来年の今頃であればよからうかとま
あめどを付けておるのではありません。
いましてその時期にあればアメリカの
ほうに見合うだけの自衛隊というもの
はできるものと考えております。

○岡田宗司君 次は外務大臣にお伺い
しますが、今日日本には米軍のほかにも
あ国連軍として実はイギリス軍が駐屯
しております。それで朝鮮の休戦も、休戦
からすでに一年を経過しております。そ
してイギリス軍が日本に駐屯するといふこと
は、日本との間に何ら協定も何も結ば
れておらんわけですから、それでこの国連
軍というものが朝鮮休戦後一年もたつ
てなお占領中と同じように、やや規模
は小さくなつたけれども、日本国内に
おるといふことは、我々にとりまして
非常ににじからんことなんです。こ
の国連軍の撤退という点について外
相は何か交渉をせられておるか。そ
れから又国連軍は如何なる時期に撤退
することになるか、そういう点につい
てお伺いしたいと思ひます。

○岡田宗司君 国連軍の撤退が、朝鮮
から国連軍が撤退してから九十日、こ
ういふことになつて参りますと、現在
の状況からいって、事実上まあ戦争は
停止されておる。勿論国連軍という名
前でアメリカ軍はおる。けれどもイギ
リス軍はまあ漸次引揚げておるよう
であります。日本における国連軍として
のイギリス軍は、単にどうも朝鮮の軍
隊が一時日本に来て、まあそこで以て
休むとか或いは本国へ帰つたり来た
りする、そのためにあそこを使うとかと
いうことじやないらしい。例えば吳で
以て香港だのほうへから持つて来た
軍艦の修理をやつたり、兵器の修理を
やつたり、いろいろしておるようであ
ります。つまり朝鮮の戦場関係から来
るそういうような必要以外のことまで
あそこでやつておるようになっておる
ようですが、そういう点について私は
他の国連軍、つまりイギリス以外の他
の国の軍隊が事実上日本に長逗留した
り、或いは日本にいわゆるベースを持
つて行動しておらんのですが、イギリ
ス軍についてはそういうことが事実上
占領時代から引続いて認められる、そ
ういふことになつておりますが、これ
はどうも我々としては、少くとも朝鮮
の休戦がああいう事態になつて一年以
上もたつておるのですから、強力に一
つイギリス軍があそこから立ち去るよ
うに交渉すべきだと思ふのですが、こ
れはただあの交換公文や或いはその後
の協定で駐屯を認めておるからという
のでそのまま、自動的に朝鮮から国連
軍が引揚げて九十日たつていなくな
る、そういうふうになつてくる、こ
ういふふうにお待ちになつておるの
か。それとも交渉によつてこういうふ
うな事態がやつて来たから、早く引揚

○岡田宗司君 次にお伺いしますが、
最近ウィルソン国防長官、ヴァンフ
リート大將がこちらにやつて来て、こ
れはインドシナにおける戦争の経緯等
の結果こちらへ来られたと思ふので
あるようであります。この二人が特に
こちらに来られたといふことは、SE
ATOの問題或いは太平洋防衛同盟の
問題、そういう問題と関係があり、同
時に日本がそれに参加することを慫慂
したに來た。或いは又日本の意向を打診
したのではないかと、この二名が来られ
ましたことは、このSEATO、若しくは
太平洋防衛同盟と関係があるか、お
伺いしたい。

○国務大臣(岡崎勝男君) 少くとも日本に關する限りは、よその国については私ども情報を持っておりますから、はつきりしません。日本に關する限りは、この御兩人ともそういうようなSEATOというような種類の話は一言も口にされたことはありません。

○岡田宗司君 今度のアメリカのほうの意向として、太平洋における防衛同盟計画というものが何らかの形で進むであろうという事は、今のインドシナの形勢等から見て、又ジュネーブ會議の成行きから見て予想されるところであります。そうなるに参ります。すると、日米安全保障条約を持つておるとは言え、日本としてこの問題の圈外にあるわけに行かん。これはもう必然的にアメリカも働きかけて来るだろうと思うのですが、若しそういうような場合になつて参りますと、今日の自衛隊を海外派遣しないという問題、それは、そのままで済む問題ではなくなると思ふのです。昨日木村保安庁長官にお尋ねいたしましたら、そういうふうな場合には、例えば日本が、大所高所から見て、そういうものに加わらなければならぬという場合には憲法の改正、或いは自衛隊法の改正をやらなければならぬ、こういうことを言われたのです。この見通しですね、例えば太平洋防衛同盟或いはSEATOとかいうものに對してアメリカが日本側に働きかけて来る見通しがあるか。或いは又日本側としてはこれに參加するつもりであるか、又吉田首相が向うに行かれるのは、こういうような問題についての協議であるか、その点について。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは実はよく言われておりますが、さて具体的ににそれじやどういふ内容を持つた安全保障機構なんだということになりますと、誰も答えられない、具体的な内容が出ておらないのであります。従つて我々としては、これに對しては、はつきりした意向を表示する材料がないのです。一般的にいいますと、国連機構の下における、つまり国連憲章の下における地域的安全保障体制というものは原則的には結構なものであります。従つて日本としても、これはそういうものができれば歓迎すべきものだと思ひますが、併しそれは原則論であつて、實際できたものがどういふ形のものかによつて又これは違つて参ります。それから又仮に結構なものであると、こうしても、日本の憲法の規定その他からこれに參加できない場合が当然予想されるのです。つまり兵力提供等の義務を伴うものであつたならば、これは參加できない。併しその場合でも、參加はしないが、結構なものであればモラル・サポートを受けるというふうなことはやる場合があるかも知れません。勿論具体的な内容をばつきりしてもらわないと議論はできない。抽象論になつてしまふわけでありまして、それから見通しということになりますと、少くとも日本として兵力提供の義務のあるような機構に參加を求められることはないであらうというのが私の見通しであります。

○岡田宗司君 こういうような太平洋防衛のための地域的安全保障の問題は、今度吉田首相が向うへ行かれる場合に當然問題になると思ふが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは恐らくアメリカ側でも具体的にはまだはつきりしたものはないのであると思ひますが、これはあるかも知れません、聞いておられませんから。併し我々の知る範囲では、こういうことが総理外遊のときの話題にならうとは考えられないのであります。

○岡田宗司君 次に軍事顧問団の問題について伺ひたい。MSAの援助協定によりまして、向うからカントリー・チームが入つて参りまして、外交官の地位が与えられるようになって行くと思ふのであります。この顧問団の任務というものは、これはアメリカのMSA法に規定されておる。そしてあれから見ますと、顧問団というものは相當広汎に活動をする任務を持つておるようでありまして、日本側は今度の協定を結び、又それが自衛隊に配置されます場合に、大体どの程度の活動といふか、任務を許すことになつておるのか。そしてこれはアメリカとの協定、あの協定を見まして、具体的にその顧問団の仕事等については出ておりませんけれども、これは具体的にどういふ仕事をすると、これは具体的にどういふ仕事をすると、この話合ひが附いてゐるのか、その点お伺ひたい。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは協定にも、第七條で、非常に具体的といへるかどうかはわかりませんが、顧問団の仕事としては、「この協定に基いて供与される裝備、資材及び役務に關するアメリカ合衆国政府の責務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進捗、状況を觀察する便宜を与えられるものを接受することに同意する。」、こうなつておりました。これは日本との間には、協定が日本との關係を規律するものであります。これが顧問団の日本における職務といふことになります。この範圍内において保安庁が顧問団と連絡して便宜も供与すれば、又これに相談もするといふことになるわけですね。

○岡田宗司君 そういたしますとこれだけでは非常に抽象的でわからないのでありますが、例えば日本の自衛隊等の増強をアメリカの援助と腕み合せて、向う側の判断で面白くない、満足な状態でない、こういうときにはこれは配属されておる顧問団が直接に自衛隊に對して監督をするとか、或いはこう／＼せえとかいふことを言つて来るものであるかどうか、その点……。

○国務大臣(岡崎勝男君) 顧問団はそういう権限も持たなければ、そのようなことをする意向はないはずであります。これは政府と政府との間の話合ひの題目にはなるかも知れませんが、顧問団としてはさうなことはないと思います。

○岡田宗司君 顧問団は警察予備隊ができる前からつと入つておりました。そして保安隊になり、更に今日自衛隊になる場合にも事実上そのままとどまつて行くことになる。そうすると警察予備隊ができるときには顧問団は非常に大きな働きをしたといひますか、とにかく警察予備隊を育て上げていふ／＼な仕事をやつたわけでありまして、保安隊の場合にも相當仕事をしておきました。それで又今度の場合におきましてはヒギンズが相當、例えばただ武器の管理とかいうだけではない、発言権を持つておるようになつておるが、今後顧問団が各部隊に配属されて、事実上各部隊といひますか、連隊なり師団なり或いは軍なりというやうなところに配属されて、それらに對して間接的な指導をするといひますか、そういうやうなことをするのではないか、そういうふうなことは思はれるのですが、その点についてはそういう任務はないのか、或いはそういうところまでやるのか、その点を一つ。

○国務大臣(木村篤太郎君) 現在のところでもアメリカのほうの軍事顧問団が軍隊の教育或いは指揮をするとかいふことについては絶対に關与しておりません。今やこのMSA協定に基いて置かれる軍事顧問団は、いわゆるアメリカから供与を受ける／＼の武器等についての操作等については一応の指示は受けるであつた。又部隊にそれが配属されておるかどうかというやうな進捗状況については顧問団はい／＼關与するであつた。今申上げた通り部隊そのものについて何ら干渉をするやうなことは絶対にありません。

○岡田宗司君 今度の顧問団は六百五十名、これが年度内に三百名になると、これはこの頂いた資料を見ますと、これは、なお中央だけでなく、部隊、学校等に配属されておる。それで特に學校に配属されるものは、その教育の面について指示を与えるとか或いは干渉するとか、或いは監視をするとかいふことになる。それから又事実上武器の操作とかそういうことだけでなく、部隊に配属されたものもそういうやうなことをするのじやないか。例えば昨年

行われた富士の裾野の演習のごときも向うのほうからの示唆に基くものではないか。又向うが来て相当世話をやいていたことを私は見ておるのですが、そういうような点について今後も続けられるのじやないか、どうでしょう。

○国務大臣(木村篤太郎君) 顧問団はそういうようなことは関与いたしません。富士の演習につきましては、その計画、指導等については顧問団は関与しておりません。

○岡田宗司君 今後顧問団は各部隊、学校から引揚げて、中央だけにするつもりですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 大体その方針であります。

○岡田宗司君 中央だけの顧問団は保安庁、今度防衛庁ですが、防衛庁の中にやはり事務所を持つて、そこに敵として坐つておるのですか、それとも大使館に事務所を持つて、そこに坐つて、必要なときに行動をするというのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは保安庁内に事務所を持つという事はあり得ません。それは便宜一室を与えるようなこともありませんが、さような事務所というような程度のもは置くことはなからうと思ひます。

○岡田宗司君 事務所というのじやないのですか、配属されれば、当然そこへ来て毎日事務をおとりになると思うのですが、保安庁で事務をとることになるのですか、防衛庁の中で……。

○国務大臣(木村篤太郎君) 主たる事務はこれは大使館でやるのであります。ところが、御承知の通り保安庁へ参りますれば、保安庁として一室を与えて、そこで事務をとるといふことはあり得

ると考えております。

○岡田宗司君 この顧問団の日本のつまり自衛隊の内部における地位、これはまあ向うの階級によつても違ひまいが、どういふ待遇をするのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今のところ日本側において待遇という事は私はまだ考えておりません。どうなりますか考えておりません。

○岡田宗司君 これは外務大臣にお伺いしたいのですが、外交官の待遇をすることになつて、それ／＼の階級によつて違つておりますが、三階級に分けておられます。これが防衛庁、それから自衛隊に配属された場合に、それ／＼隊内における待遇という問題も生じて参ると思ひますが、その点については交渉はどういふふうになつておりますか。

○国務大臣(岡崎勝男君) 今までのところは日本国として顧問団にどういふ待遇を与えるか、これはおしやる通り外交官、或いはその以下の三階級に分けての待遇を与える、これは話がきまつております。今度保安隊なり自衛隊においてどういふ待遇を受けるかというのは、これは実際の問題であつて、権利義務の問題ではないのであります。権利義務の問題はこの協定できまつておるわけですが、あとは保安庁長官の適当と考へられる待遇を与えられれば、又これは先方に礼儀に失ひない程度のもは必要でありまいしょうが、適当と考へられる待遇を与えられれば実際問題は解決する。これは協定上の問題であります。

○岡田宗司君 そうすると保安長官にお伺いしますが、実際上の問題として、今までの保安隊或いは警察予備隊にありました時代のような待遇をそのまま引続き与えるのか、ここで切換えて何らかの別な待遇をするのか、その点はどういふふうな考へておりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今のところはまだ確定しておりませんが、改め待遇を従来と異にするといふことは考へておりません。

○岡田宗司君 次に行政協定二十四条の問題についてお伺いします。行政協定二十四条についてはいろいろと論議されたことですが、前のほうの部分についてはお伺いいたしませんか、日本区域の防衛のために必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなればならない、まあ自衛隊でござればならない、まあ自衛隊でござれば、今日の日本の防衛については自衛隊だけではやつて行けないのだ、それでアメリカの駐留軍とどうしても共同行動が必要であるといふことになつておりますか、常に連絡もとつて、或いは又いろいろな事態に処しての協議といふことも常々行わなければならぬわけでありまして、そういういたしますとこの共同措置をとるときに、安全保障条約第一条の目的を遂行するために協議しなければならぬ、この協議はどういふ機関で行われるかといふことがやはり問題になるだらうと思ひます。これは今後アメリカ軍との共同行動のために何らかの特別の連絡機関というか、協議機関というものを設けるおつもりかどうか、又この協議というのはどこで行われるか。例えばアメリカの極東軍司令官と日本の防衛庁長官との間に行われるものか。或いは極東軍司令官の下

の幕僚長と言ひますか、そういうもの

と日本の何ですか、幕僚會議議長との間に行われるものであるか、そういうような点が、今後やはり問題になるだらうと思ひます。お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは双方から然るべき適当者を出して時々協議いたしたいと考へております。

○岡田宗司君 双方から然るべきといふのはどういふところのことを意味するのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 相當の階級のあるものを予想しておるのであります。

○岡田宗司君 この行政協定二十四条は、相當重大な問題だと思ひます。これは場合によつては自衛隊の出動の問題と関連して来るので、これは単に技術的な問題だけじやない。日本にとりましては重大な問題も含んであるわけなんです。これは防衛庁長官がみづから當るのかどうかといふことを私はもう一度お伺いしたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論防衛庁長官がみづから當る場合もあり得ると考へております。

○岡田宗司君 この問題について外務大臣にお伺いしたいのですが、行政協定ができるときに、この「協議しなければならぬ」といふことについて、機関の問題或いはその連絡者というか或いは協議すべき人々について何らかの話し合いがあつたのでしうか。

○国務大臣(岡崎勝男君) これにつきましてはいろいろ議論がありまして、それでこれは個々の場合、それはいろいろな場合がありまいしょうが、要するに原則としては両国政府を代表する者の間で協議をする。つまり普通の予想

では、その政府を誰が代表するかといふことは認められ誰でもできるということにはなりまいしょうけれども、併しこの場合の考へ方はそうでなく、自然に誰が見ても代表と思はれる人が協議する。例えば日本の駐米大使がアメリカの政府と交渉する、或いはアメリカの大使が日本の政府と交渉する、そういうような正式な高いところの協議を予想しております。ただ実際の具體的問題になると、それはそれだけで足りませんまいから、専門家が入るといふことにもなりまいしょうし、又その一部については保安庁と直極米軍司令官と話し合いをすることもありまいしょうけれども、この行政協定の二十四条に規定しておりますものは、原則としてはそういう種類の、最も高いところの両国政府間の協議、こういうことを予想しております。

○岡田宗司君 そうするとこの日米行政協定はアメリカ軍の日本における駐屯のいろいろな条件を規定することになつておるのだが、この二十四条の場合、単に軍だけでなく、そういう重大な日本の軍隊の出動等も含む問題ですから、これはいわゆる外交交渉が第一の問題だ。そしてこれは日本側から言えば外務大臣、それからアメリカ側から言えば大使というものが交渉するものが第一の問題だ、こういうふうに解してよろしうございませうか。

○国務大臣(岡崎勝男君) 原則としてはその通りでありまして、むしろこれは軍隊の地位に関する協定の中では消極的部分で、原則としては軍自体がこへすぐ入つて来ないのだぞといふむしろ趣旨の協定であります。

○岡田宗司君 そういたしますと、今

保安庁長官の言われたところと大分違
うのですが、これは外務大臣の言われ
たほうがこの協定の趣旨に副うもの、
つまり保安庁長官が極東軍司令官なり
何なりと直接交渉するものでない。先
ず外務大臣とアメリカ大使等との交渉
があつて後専門家として両者が協議を
するのだというふうに解してよろしう
ございますか。これは保安庁長官にお
願ひします。

○岡田宗司君 私には外務大臣に対する
質問はこの辺で終ります。

○委員長(小酒井義男君) それでは三
分ほど休憩します。
午後三時三十二分休憩

午後三時三十五分開会
○委員長(小酒井義男君) それでは休
憩前に引続き開会いたします。

○井野碩哉君 この二法案につきまし
て一番根本的に問題になりますのはや
はり憲法との関係であります。この
の論議はまあ衆議院以来しばしば繰返
されておりますが、併し国民は、保安
庁長官の御説明で、自衛隊というもの
がやはり軍隊と言つてもいいんだとい
う御私見を述べておられるようである
ので、そこにはやはり非常な疑いを持
つて来るのであります。私見で軍隊と言
つてもよろしいと、こうおつしやつ
た。その御趣旨をもう一度はつきり御
説明願ひたいのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 重ねて申
上げます。私の申し上げたのはこうな
んであります。要するにこの軍隊とは

何ぞや、軍隊の定義がきまつていない
のです。これは先ほども法制局長官ら
が申上げましたように……従いまし
て、外部からの侵入して来る部隊とこ
れを防禦するに当る実力部隊をこれを
軍隊と普通称するのならば、まさしく
自衛隊は軍隊であると言つてよろし
い、こう申したのであります。軍隊の
解釈如何の問題であらうと思ひます。

○井野碩哉君 軍隊という定義が憲法
その他の法律でどこにもないというお
話でありましたが、私は憲法九条の二
項を讀みますと「前項の目的を達する
ため、陸海空軍その他の戦力は、こ
うあるのだとすね。文理解釈から行き
まして、陸海空軍という軍という觀念
は即戦力あるもの、こゝう文理解釈せ
ざるを得ないと思ふのですが、法制局長
官如何でしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もな御
疑問だと思ひますけれども、私ども
の考へておりますこの陸海空軍その他
の戦力という言葉をつきましては、憲
法九条の趣旨から申しまして、殊に
この第二項で言つておるところは、戦
力を申します一定の恐しい力というも
のを憲法は恐れておる。従つてその力
そのものが或いはどういふ目的の、例
えば内乱を防ぐためのものである、或
いは外敵を防ぐためのものであるとい
うようなこの目的、任務というよう
なものにかかわらずに、力そのものを恐
れておる、こゝういふふうに讀みませ
んと、目的、任務のあるものはいつで
もはげ落ちるということでありませ
んが、根本の考へ方でありませぬ。そ
う考へましてこの陸海空軍その他の戦力
という言葉を讀みますと、要す

るに陸海空軍、即ち戦争目的と申しま
すか、外敵と戦う任務を持つておるそ
ういふ陸海空軍たる戦力、それからそ
ういふ任務を持つておらなくてもおよ
そ戦力はいけな、こゝういふふうに読
まなければ筋が通らない、こゝういふ
うに考へておるわけでありませぬ。普
通に……普通に申しますか、一部に
言われておる陸海空軍であればもうい
けないんだ、それからその他の戦力も
いけないんだといふふうに分けて考へ
る考へ方もございませぬですけれど
も、仮にさうな立場をとりますとい
うと、およう軍事目的というものを持
つておればどんな小さなものでもいけ
ないといふ先ず読まなければいけないこ
となるわけでありませぬ。そこでその立
場に立つてその他の戦力というものを
どう考へておられるかと申しますと、
さういふ立場の人々は、いつでも陸海
空軍に変わらぬやうなものをその他の
戦力と考へておるのだと、こゝうおつし
やる。これはもう無理はないと思ひま
す。さういふふうになりますと、どん
な小さな部隊でも外敵と戦う任務を持
つておるといふものはいけないとい
うことを考へ、ついでにはそれによつて
変り得るといふものはいけないとい
うことになりませぬ、その他の戦力の規
模も非常に小さいものもあり得るとい
うことになつて参ります。おおよそ実力
というものは、内乱のため或いは治安
維持のためと申しまして、その本質
の戦闘力というものは、これは外敵に
も向けられる内乱のほうにも向けら
れる、さういふ本質のものであらうと
考へますからして、今の論のように考
えて行きますと、今度の論のように陸
海空軍といふものはどんなに小さくてもいけな

い。又それにいつでも変り得るものはいけ
ないといふことになつて、その他の戦
力というものは小さなものでも禁止
されておると考へざるを得ないとい
うことになつて来る。さうなつて来ます
と、それは結局戦闘力でありませぬか
ら、内乱のため或いは普通の治安維持
のためといふものもここで禁止されて
おるといふことになつて、陸海空軍の
ほうは小さくてもいけないのだけれど
も、その他の戦力というものは大きく
てもいいのだといふふうな論理も成り
立たないと思ひますので、どうも徹底
しないのじやないかと思ひます。従つ
て先ほど申し上げましたように、陸海
空軍たる戦力はいけな、その他の戦
力もいけない、すべてこの戦力とい
う力の規模といふことで客観的に抑えて
おる。さういふふうに読まなければい
けないものと考へておるわけでありま
す。

○井野碩哉君 その戦力が非常に小さ
いものが起つて来ては困る、こゝうい
うことは私もよくわかるんです。従つて
この戦力は長官の言われるように近代
戦に即応する装備を持つておるもので
なければいかんといふことはわかるん
ですが、従つて陸海空軍というものも
さういふものでなければいかん、こゝ
う解釈して行かなきゃならんと思ふので
あります。文理解釈から行きまして、
その他の戦力という場合には必ずその
上に書いてあるのは戦力の中に入るの
これは誰が解釈してもさうなんです
ね。

地方に私も帰りまして、一体政府
は憲法違反をしないと言つておつて
も、この規定を讀めば、どうしても陸
海空軍であれば戦力を持つものであ

る。従つてそれはもう軍隊と言わざる
を得ない、こゝういふわけですね。で
すからこれを軍隊と言わないで飽くま
でも自衛隊である。戦力は持つていな
いんだ。こゝう御説明になればはつきり
するんですが、そこを軍隊と言つてもよ
ろしいんだ、こゝうおつしやるもので
すから、地方の人は非常に憲法にやは
り違反しているんじゃないかという氣持
を持ちます。

この間の公聴会でも薬剤師の女の方
が、日本の政府として憲法精神を持た
なければ、政府自身の信任に關するん
じやないか、どうしても憲法違反の行
動を政府がとつていられる以上違憲で
あると言われるゆゑのものです。や
はり軍隊とは言えないのだ、軍と書い
てある以上は軍の隊なんですから、軍
隊なんですから、何と言つても、です
から軍隊と言われないんだと長官がはつ
きりおつしやらないと、これは非常に
国民に感を生ずると思ふのでありま
すが、ですから私見でも軍隊とおつし
やらん、こゝう是非言つて頂きたいの
ですが、その点は如何でしょう。

○国務大臣(木村篤太郎君) それだか
ら自衛隊という名前を使つておるの
であります。(笑聲)

○井野碩哉君 併しその自衛隊という
名前はさうですが、軍隊と言つてもよ
ろしいんだ、つまり外敵が侵入して来た
場合に防ぐものを軍隊と言ふなら軍隊
と言つてもよろしいんだとおつしやる
と、国民はさうはいらぬ、な細かいこ
とはわかりませぬから、自衛隊は軍隊
と言つてもいいんだ、さうすると軍隊
じやないか、軍隊だ軍隊だといふこと
になると、今度は地方の教師なんか
が、あれは軍隊だ、こゝう生徒に教えるも

てるかということに問題があるのであります。併し常識といたしましては五年計画くらいが適当じやないか、こう考へておるのであります。

○井野碩哉君 この国防会議の付議事項の中で、三号に「前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱」とございしますが、五年の国防計画を立ててになるといふときに産業方面から見ますと短い計画では産業人としては非常に困ると思ふのです。自分の政府がこういつた兵器を作りたいといふのでいろいろの設備をして、すぐそれが變つてしまふといふようなことでありましては非常に困ると思ふのであります。でありますから計画はやはり相當の長い計画でないと産業界に及ぼす影響が非常に大きいと思ふのであります。従つて私はまあ三年というやうな計画では、民間の事業としては成立たない問題じやないか。どうしても五年以上の計画が必要であると思ふのであります。その点についてのお考へは如何でございましょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今申し上げました通りに常識としては五年であります。我々としては五年が先ず至当なところではないかと、こう考へて研究しておるのであります。

○井野碩哉君 その次にお伺いしたいことは、動員計画なんでありまして、曾つての軍事關係におきましては、動員計画といふものを立てております。これは国防計画とは違ふものだと私は思ふのであります。国防計画はどのくらいの裝備の兵力を持たなければならんか、それが又産業にどういふ關係があるといふやうな、いわゆる根本的な国防の計画であつて、動員はその都度

の軍隊の編成なりその他の行動を規定するものだと思うのであります。動員計画といふものはお立てになるつもりでありますか、如何がですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 実はこの動員計画のことについては我々も考へなければならんと考へております。併し現段階においては実はまだそこまで行つていないのであります。国防の基本方針をここに掲げて、今おつしやいますように各方面、或いは輸送或いは通信、その他万々の点を考慮して、一朝有事の際にどうあるべきかといふことについての方針を決定したといふと、こう考へております。

○井野碩哉君 動員計画を立ててになります場合には国防會議に附議なさいますか、如何でありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) もとよりこれをその他重要な事項といふことではありますから、附議されることと思ひます。

○井野碩哉君 動員計画の基本計画は防衛庁のどこでお立てになりますか、いわゆる内局でお立てになりますか、或いは監部のほうでお立てになりますか、如何でありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは御承知の通り内局において今度はいわゆる参事官の制度をとつていのであります。これは直屬の補佐機關であります。その他幕僚監部は全部長官の指揮下であります。そういう計画を立てるときにおいてはいわゆる制服の幕僚監部も参加させる、或いは内局の者も参加させる、そして計画を立てて行きたいと、こう私は考へております。

○井野碩哉君 この法律を見ますると、長官の幕僚に参事官と幕僚長があるわけにございしますが、この権限が非常にこのつきりしてない点がある。これは衆議院でもいろいろ御議論があつたやうであります。法律上片方は「基本的方針の策定について長官を補佐する」と書いてございしますし、一方は何にも書いてないのですが、幕僚長のほうに細かい規定事項、何といひますか、命令事項は書いてあります。根本の觀念が書いてないので、片方参事官のほうは根本觀念が書いてあつて、而も局長には局長のおの／＼の権限がずつと書いてあるのではありませんか、幕僚長のほうこそそれが書かれてないのであります。この両方の区分、権限の区分といふものは、長官はどういふふうにはつきり認識になつておられますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 幕僚監部のほうはそれ／＼直接部隊に關係がある、部隊に關する限りにおいてすべてそこで計画を立てるべきものだと思ひております。内局のほうにおいては、無論部隊についての点も考慮に入れますが、それよりもつと幅を広く各方面から検討して、そこで案を立てる、こ

○井野碩哉君 その権限がはつきりしないのでありますけれども、抽象的に見ればさうであります。具體的にこ

○國務大臣(木村篤太郎君) 内局の参事官でやるのは、大きな観点から、日本の財政計画或いは現在における経済事情その他の点から、大局的に見て、この判断、幕僚監部のほうではい

ゆる実施部隊に關する限りにおいて部隊の計画はどうあるべきか、實際面から計画を立てて、それが互いに綜合されて長官の実施上の補佐をするわけになつております。

○井野碩哉君 参事官が二人がそれをおやりになるわけですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 参事官は御承知の通り定員が一名であります。併しそのうちにおきましてどの方面においてこれを担当するか、どの方面のものかはどの参事官が担当するか、おのおのこれはきまるわけでありまして。そのうちこれがお互い／＼自分の方を長官に申告して、まあ申告と言へば語弊がありますが、よく協議をして、いろいろの観点から判断したと、こう考へております。

○井野碩哉君 六人の参事官は局長を兼ねるやうになつておりますが、これははつきりわかるのであります。二

○國務大臣(木村篤太郎君) この参事官は、六人はこれは所掌は、担任はあ

○井野碩哉君 統合幕僚會議を開催し

○國務大臣(木村篤太郎君) 無論長官ができるのであります。併し實際的に

○井野碩哉君 統合幕僚會議といふものは三幕僚がいろいろの権限の上で総合的な話が必要だといふ場合に招集をしてもらつて開く、ですから幕僚長のほうから請求をして議長がこれを開くといふのが建前であつて、長官から開けといふ命令はここでは法文の上でははつきりしてないのですが、勿論私は必要だと思ふのです。長官から統合幕僚會議を開けといふことは必要だと思ひますが、法文の上からは開ける権限が明らかでないのですが、それはどこかの条文にございまして

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は広く長官が指揮監督の権限を有しておるの

○井野碩哉君 次に伺ひたいのは、軍事同盟といふものが仮にこれから起つて来ると思ひます。それに加入するといふ政府が決意をしますのは、憲法を改正しなければ加入できません

○國務大臣(木村篤太郎君) もとより軍事同盟の内容如何によりまして、

○井野碩哉君 併し今考へて

あるうと考えております。

○井野碩哉君 軍事同盟という以上は必ず国防守衛を前提とすると思うのですが、従つて軍事同盟に加入するといふことになれば当然私は憲法を改正しなければならぬ、こう思うのであります。それと事態は違ひますが、国連に加入する場合もMSAの協定から見ましてやはり集団保障のために日本としては一種の義務を負ふことになるのでありますから、やはり国連に加入する際も憲法を改正しなければならぬように思うのであります。そこは如何でございましょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は国連参加の場合に条件如何によると思ひます。日本が加入する場合においていゆる出兵というようなことが条件になれば憲法を改正することはもとより必要であらうと考えております。そういうことがなくして、或る種の条件を付けての加入もできるのじやないかと考えております。

○井野碩哉君 政府が今国連加入を望しておられると思うのであります。が、その要望に対して国連のほうでそういう集団保障の除外例にして加入を認めるお見通しがございしますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はまだ国連加入のことについて何ら聞き及んでおりませんが、これはあり得ると考えております。

○井野碩哉君 これはお見込でありますからこれ以上申上げても何だと思ふのであります。次に自衛官というものが大臣は文民だとおつしやつておられるのであります。そこで憲法に言う文民というのは……、一体今文民でないのは誰なんぞでございましょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この憲法の文民ということについては非常に私は疑問を持つております。御承知の通りこの憲法を制定する場合においても衆議院では文民という文字を使わなかつたのであります。貴族院において文民という文字を初めて使われたようなわけであります。この憲法を作る際において一体何を文民と称するかということについていろいろ議論があつたのであります。これは私の記憶によりますとつまりアメリカのシビリアンという言葉と考えております。シビリアンとは何ぞやということでありまして、これはいわゆる軍人にあらざる者ということになります。そうすると日本ではその当時軍人という者はもうないのだということになります。と、日本国民は全部文民じやないかということの結論がそこに生じて来たわけでありまして、そこで今憲法に使われている文民という者は何を指すかということについては極めて不明確であつて、文民にあらざる者は何を指すかということになると、一部にはいわゆる旧来の職業軍人たりし者を言つていいのじやないかという言ひを言う人があるのではありませんか。これも定説ではないのであります。率直に言つて私もわからぬのであります。

○八木幸吉君 関連して、この間文民の解釈のときに法制局長官は、軍国主義の色彩の濃厚な者とも言うべきでしようかといつた極めてあいまいな御返事をなすつたわけですね。それで私は憲法制定の当時の金澤國務相の答弁をちよつと調べて見たのですが、そのときの文民の解釈は成るだけ思想の穩健

な人という意味なんだ、それでもそれを英語で言えばシビリアンだから文民とでも訳そうかといううな答弁があつたわけでありまして。併し憲法上の言葉でありましてから沿革を聞くのでなしに、現在の政府としての確定した解釈を資料として提出してもらいたいといふことを総理の総括質問のときでしうが、私がお願いして御勉強になつてお出しを願ひたいといふことを重ねてお願いいたしておきます。

○井野碩哉君 今八木委員の言われるように、やはりはつきりしておつたはうがいいと思ふのであります。私はたびたび御議論があるにかかわらずこの問題を出したのは、さつきの軍隊と別にしておるのです。軍隊といつてよろしいと言へば今の自衛隊員も軍人と言つてよろしいと言はざるを得ないのであります。そうすると軍人は文民ではないといふことに誰もそう思うと思ふのであります。そこで私は当初申上げたように軍隊とおつしやるとこれも軍人になつてしまふ。そうすると文民でなくして、自衛隊員は大臣にもなれない、こゝういふことに憲法上なつて参りますから、その点はやはり明らかに軍といふ觀念をして置いて頂いたほうがいいと思ひますので、シビリアンの問題を出したわけでありまして、その点は八木委員の言われるようにはつきり一つ政府としてもこの解釈はおきめ願つておいたほうが国民を惑わさなくて済むのじやないかと思ひますから、その点お願い申上げます。

それから次に艦隊を海外に派兵することはないと思ひますが、艦隊が海外に行かれる場合もあると思ふのであり

ます。これは答札のために行くとか或いは見学のために行くとか、いろいろ海外の港に入られる場合があると思ひますが、日本の港を離れて海外に行くときは従来軍艦は関税がかからなかつたのであります。ところが今度関税法の中に軍艦という言葉がありまして、フリゲートといふ言葉もありませんから関税を取られるようになると思ふのであります。これは恐らく保安庁の御趣旨に反すると思ふのであります。その点は如何でございしますか。

○政府委員(加藤陽三君) これはすでに御質問があつたと思ふのであります。が、軍艦といふことの定義につきましては大体において商船を軍艦に改造する場合は条約等に基づきまして、軍の規律の下に服しておる、海軍の将校が指揮しておるものだといふふうになつておるわけにございします。今回の海上自衛隊等の性格は先般衆議院説明しておる通りであります。ただこれがその軍艦かどうかということにつきましては、これも軍の防衛に當るところの任務を持つておる艦船を軍艦といふのだといふことになれば、これはやはり軍艦だといふようなことになるかと思ふのであります。これを軍艦として扱ふかどうかといふことは、これは国際的な問題でございまして、現在警備隊のフリゲート等につきましても、アメリカのほうの船は礼式その他におきまして、軍艦に準じたような扱いをしてきておるわけにございします。関税等の問題につきましてもいゆる軍艦の特権として認められておるのでございしますが、これは我が国が主張するしないといふことは別といたしまして、そういうふうな任務を持つておるものでござい

ますので、外国におきましては今申上げたような関税の特権でありますとか治外法権とか庇護権とか、不可侵権とか、いろいろありますが、そういうふうなものには認めてくれるであらうといふふうな考へのであります。

○井野碩哉君 外国における取扱ひじやなしに、日本自体の取扱ひは、その船が外国から品物を持つて来たという場合に、日本の港に入るときにやはり税金を取られるようになるのですか、なつても差支えないのですか。

○政府委員(加藤陽三君) その点はちよつと御延期願ひたいと思ひます。

○井野碩哉君 それではよろしくございします。御延期願つておきます。

この前予算委員会が長官に志願制度の限度をお伺ひしたのであります。が、今日の募集状態から見れば長官は二十三万人くらいは志願制度で行けるであらうといふお見込でありましたが、今の募集状態から見れば優秀な隊員を揃へるということが二十三万人は無理だといふことが保安隊の中でもよく聞かされるのであります。その点はお見込如何でございしますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) これは募集に應ずる者の素質如何にかゝることでありまして、今お説のように、応募者が多ければ多いほど、そのうちから優秀な者を選抜できるのですから、いい隊員ができるわけにございします。併し募集に應ずる者は少いからといふて全部これは悪いといふことは私は言えなからうと思つております。それはやはりそのときの事情如何によりまして、少くともいい素質の者が出てくれればいい隊員ができる。併し我々といつたしましては応募者の多いことを希望するの

当然であると思ひます。二十二、三万であります、大体において私は志願制度をやつて行けるのじやないかと今でも思つております。

○井野碩哉君 抽象論としましては今の仰せの通りでありますけれども、現実には募集をしてみまして、現在の素質からいつてみて、これ以上と数方を殖やすということは非常に困難だといふ専門家が通説を持つておられるのであります、でありますからその点は私は非常に心配しておるのであります、なぜかといふことを伺うかと申しますと、長期国防計画を立てるに際して、五カ年計画を立てるに際して漸増を図つて行くといふことにならうと思ひますが、その限度において直ちに憲法改正にぶつかつて来るのであります。志願制度であれば憲法改正をしなくても済みます。徴兵制度になればどうしたつて憲法を改正しなければならぬのですから、そこで長期国防計画を立てるに際して或いは何万人ぐらゐの増員だといふことで計画を立ててはなれないのです、アメリカが要求しておられるように自分の軍隊を日本から撤退するためにそれに代る軍隊を日本に置くのだという觀念から見ますと、相当な多量の人員を増強して行かなければならぬと思ひます。

○井野碩哉君 抽象論としましては今の仰せの通りでありますけれども、現実には募集をしてみまして、現在の素質からいつてみて、これ以上と数方を殖やすといふことは非常に困難だといふ専門家が通説を持つておられるのであります、でありますからその点は私は非常に心配しておるのであります、なぜかといふことを伺うかと申しますと、長期国防計画を立てるに際して、五カ年計画を立てるに際して漸増を図つて行くといふことにならうと思ひますが、その限度において直ちに憲法改正にぶつかつて来るのであります。志願制度であれば憲法改正をしなくても済みます。徴兵制度になればどうしたつて憲法を改正しなければならぬのですから、そこで長期国防計画を立てるに際して或いは何万人ぐらゐの増員だといふことで計画を立ててはなれないのです、アメリカが要求しておられるように自分の軍隊を日本から撤退するためにそれに代る軍隊を日本に置くのだという觀念から見ますと、相当な多量の人員を増強して行かなければならぬと思ひます。

○井野碩哉君 治安出動の場合の承認については次の国会において承認を求めるといふことになつておりますが、この場合にやがて参議院の緊急集会をお認めにならなかつたのでしようか。

○政府委員(加藤陽三君) 今長官からお答えがございましたが、私どもの考へ方といたしましては、命令による治安出動は現在の保安庁法の六十一條に規定してございまして命令出動と同じような状態の場合を予想しておつたわけでありまして、従ひまして現在の六十一條が出動を命じた場合にはその命じた日から二十日以内に国会に付議して承認を求めなければならぬことになつております。それはその通りにはいたしませんのでございまして、防衛出動の場合を考へて参りますと、その場合に比しまして事柄が非常に重大でありますので、この命令出動の取扱ひを防衛出動に準ずることは適當ではあるまい。もつとこれは国会の審議を重視しなければならぬといふことで、七十六條におきましては事前に国会の御承認を得ることを建前とし、且つ衆議院が解散せられておる場合には緊急集会による参議院の御承認を得るといふことにしたのであります、今ありますものを前提として考えたものであります。

○井野碩哉君 最後にお伺ひしたいのは、大東亞戦争のときに起りましたように外国から来る経済封鎖、これに對してこの自衛隊といふものの出動はあり得ないと思ひますが、そういう場合に保安庁長官としてはどういふ処置をおとりになるのですか。つまり大東亞戦争は侵略戦争だと言われておりますが、決して侵略戦争ではなくて、アメリカがとつた経済封鎖といふものが日本の経済を破壊すると、国民はあれでは生きて行けないといふところから止むを得ず起した戦争だと思つておるのであります。今後もしるゝの場合に経済封鎖といふ問題が起つて参ります、日本が防衛上何らかの処置をとらなければならぬことが起つて来ると思ふのであります、その場合にこの法案では十分のことではできないと思ひますが、長官としてはどういふ措置をとられますか。

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 治安出動の場合の承認については次の国会において承認を求めるといふことになつておりますが、この場合にやがて参議院の緊急集会をお認めにならなかつたのでしようか。

○政府委員(加藤陽三君) 今長官からお答えがございましたが、私どもの考へ方といたしましては、命令による治安出動は現在の保安庁法の六十一條に規定してございまして命令出動と同じような状態の場合を予想しておつたわけでありまして、従ひまして現在の六十一條が出動を命じた場合にはその命じた日から二十日以内に国会に付議して承認を求めなければならぬことになつております。それはその通りにはいたしませんのでございまして、防衛出動の場合を考へて参りますと、その場合に比しまして事柄が非常に重大でありますので、この命令出動の取扱ひを防衛出動に準ずることは適當ではあるまい。もつとこれは国会の審議を重視しなければならぬといふことで、七十六條におきましては事前に国会の御承認を得ることを建前とし、且つ衆議院が解散せられておる場合には緊急集会による参議院の御承認を得るといふことにしたのであります、今ありますものを前提として考えたものであります。

○井野碩哉君 最後にお伺ひしたいのは、大東亞戦争のときに起りましたように外国から来る経済封鎖、これに對してこの自衛隊といふものの出動はあり得ないと思ひますが、そういう場合に保安庁長官としてはどういふ処置をおとりになるのですか。つまり大東亞戦争は侵略戦争だと言われておりますが、決して侵略戦争ではなくて、アメリカがとつた経済封鎖といふものが日本の経済を破壊すると、国民はあれでは生きて行けないといふところから止むを得ず起した戦争だと思つておるのであります。今後もしるゝの場合に経済封鎖といふ問題が起つて参ります、日本が防衛上何らかの処置をとらなければならぬことが起つて来ると思ふのであります、その場合にこの法案では十分のことではできないと思ひますが、長官としてはどういふ措置をとられますか。

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 治安出動の場合の承認については次の国会において承認を求めるといふことになつておりますが、この場合にやがて参議院の緊急集会をお認めにならなかつたのでしようか。

○政府委員(加藤陽三君) 今長官からお答えがございましたが、私どもの考へ方といたしましては、命令による治安出動は現在の保安庁法の六十一條に規定してございまして命令出動と同じような状態の場合を予想しておつたわけでありまして、従ひまして現在の六十一條が出動を命じた場合にはその命じた日から二十日以内に国会に付議して承認を求めなければならぬことになつております。それはその通りにはいたしませんのでございまして、防衛出動の場合を考へて参りますと、その場合に比しまして事柄が非常に重大でありますので、この命令出動の取扱ひを防衛出動に準ずることは適當ではあるまい。もつとこれは国会の審議を重視しなければならぬといふことで、七十六條におきましては事前に国会の御承認を得ることを建前とし、且つ衆議院が解散せられておる場合には緊急集会による参議院の御承認を得るといふことにしたのであります、今ありますものを前提として考えたものであります。

○井野碩哉君 最後にお伺ひしたいのは、大東亞戦争のときに起りましたように外国から来る経済封鎖、これに對してこの自衛隊といふものの出動はあり得ないと思ひますが、そういう場合に保安庁長官としてはどういふ処置をおとりになるのですか。つまり大東亞戦争は侵略戦争だと言われておりますが、決して侵略戦争ではなくて、アメリカがとつた経済封鎖といふものが日本の経済を破壊すると、国民はあれでは生きて行けないといふところから止むを得ず起した戦争だと思つておるのであります。今後もしるゝの場合に経済封鎖といふ問題が起つて参ります、日本が防衛上何らかの処置をとらなければならぬことが起つて来ると思ふのであります、その場合にこの法案では十分のことではできないと思ひますが、長官としてはどういふ措置をとられますか。

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 治安出動の場合の承認については次の国会において承認を求めるといふことになつておりますが、この場合にやがて参議院の緊急集会をお認めにならなかつたのでしようか。

○政府委員(加藤陽三君) 今長官からお答えがございましたが、私どもの考へ方といたしましては、命令による治安出動は現在の保安庁法の六十一條に規定してございまして命令出動と同じような状態の場合を予想しておつたわけでありまして、従ひまして現在の六十一條が出動を命じた場合にはその命じた日から二十日以内に国会に付議して承認を求めなければならぬことになつております。それはその通りにはいたしませんのでございまして、防衛出動の場合を考へて参りますと、その場合に比しまして事柄が非常に重大でありますので、この命令出動の取扱ひを防衛出動に準ずることは適當ではあるまい。もつとこれは国会の審議を重視しなければならぬといふことで、七十六條におきましては事前に国会の御承認を得ることを建前とし、且つ衆議院が解散せられておる場合には緊急集会による参議院の御承認を得るといふことにしたのであります、今ありますものを前提として考えたものであります。

○井野碩哉君 最後にお伺ひしたいのは、大東亞戦争のときに起りましたように外国から来る経済封鎖、これに對してこの自衛隊といふものの出動はあり得ないと思ひますが、そういう場合に保安庁長官としてはどういふ処置をおとりになるのですか。つまり大東亞戦争は侵略戦争だと言われておりますが、決して侵略戦争ではなくて、アメリカがとつた経済封鎖といふものが日本の経済を破壊すると、国民はあれでは生きて行けないといふところから止むを得ず起した戦争だと思つておるのであります。今後もしるゝの場合に経済封鎖といふ問題が起つて参ります、日本が防衛上何らかの処置をとらなければならぬことが起つて来ると思ふのであります、その場合にこの法案では十分のことではできないと思ひますが、長官としてはどういふ措置をとられますか。

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

○井野碩哉君 経済圧迫に對して、手段が外国の攻撃的のものであれば自衛

隊を出動さしてもいいというお考えでございませうが、例えば李承晩ラインにおきましても、外国が日本の漁船に攻撃を加えて来たというような場合にはこれはもう出動して差支えないとお考えでおられますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この場合はいわゆる自衛隊法第八十二条の海上における警備行動をとり得る、こう考えております。

○井野碩哉君 出動してもいいということですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) そうであります。「長官は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができ、その情勢如何によつては出動を命ずることができ

る」と、私は長官としていろいろ話をしておるものであります。

○井野碩哉君 そうするとこれは都道府県知事が要請しなければできないわけですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは必ずしもそうではありません。

○委員長(小酒井義男君) それでは次は三浦委員から御質疑願います。

○三浦義男君 私は自衛隊が国民全体にかわいがられる、愛されるものなればならないと思うのでありますが、よく自衛隊に対する批判の声を聞くのであります。そこでこの五十二条には自衛隊の職務の本旨ということが長く書いてございませうが、これは全く立派な文字を並べてありますが、誠に結構なものだと思ひますが、精神家であられる、又武道家であられる長官が一体どういうような隊員の指導方針でいら

ますか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 隊員の指導方針につきましては私は先ず第一に責任の自覚だと考えております。自分に与えられた責任というものが何であるかというのを徹底させなければいかんと思つております。要するに自衛隊の使命に徹することが大切であるかと考えます。これなくしては私は立派な使命を果すことはできないと思ひます。

次に考えられることは、十分に使命に徹した上において訓練をする。訓練の強化を考えなければならぬ。次には私は規律の厳正であります。次には隊員相互間の友愛の精神を私は目指しておるのであります。次には一個の社会人としての教養を十分身に付けると、大体そういう考え方で隊員に接するとき、私は長官としていろいろ話をしておるものであります。

○三浦義男君 只今の御方針に結構だと思ひますが、このほかに何か精神を訓練する意味におきまして、例えば禅をやるとかというやうな、そういうやうな、これはまあ科外ではございませうが、そういうやうな、お考えはございませうですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) ちよつと甚だ失礼ですが、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○三浦義男君 例えば禅のやうなもの、禅を組むというやうな、そういうやうな、いわゆる精神訓練でございませうね、そういうのは何か隊員に対しておやりになつておるやうなことがございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は隊員

が自発的に自分の修養をすることを集は念願しておるのであります。上から何をやらせようかというのを指示したくない、こう考えております。そこで今仰せの禅の修養、これは私は人間修行についての大きな一つの方法であるかと考えます。こういう禅に徹するといふやうなことに興味を持つていた隊員については進んでそういうことをやらせようかという考えは持つておりますが、それを強いてやれといふやうなことは指示はいたさないつもりであります。

○三浦義男君 私も実は長官がこういうものをやれといふやうな趣意で申上げておるのにはございませうで、そういうやうな空気を是非盛り上げて頂きたいといふことなんでしょう。又もう一つ伺いたいのではあります。何が情操教育でございませう。こういうものについての考えは如何でございませう。これも上から強いるといふやうな、これは無理がございませうが、こういう同好の士が集りまして、そういうやうな教育をやつてほしいといふやうな意向がございませう。これはまあ科外になるというお気持はございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) もとより私はやらせたいと考えております。同好の士が集つて、そういう情操教育、音楽でもよいし、或いは美術を愛玩するものもよいし、草枕を植えて楽しむものもよいし、そういう点においてやるという点については私は両手を挙げて賛成するのであります。

○三浦義男君 私はそういうやうな面を以て人間そのものを作つて行くいなければ、昔のやうな本当にかち／＼の、今は兵隊ではございませうでしやうが、兵隊がでさうしてしまふやうなことは、国民の指導をかう。参議院の公聴会の際にも或る女性、別の意味かも知れませうけれども、保安隊の隊にならぬといふやうなことを言つたのであります。そういう意味から言ひまして、私は人間が本当にできな、本当にできるということはなかなかむずかしい話であります。いわゆるシビリアン、本当の兵隊じゃなくしてシビリアンとしての相当の人間ができるというのじゃなければ困りますから、どうぞそういう点において御留意をお願いしたいと思います。

次に伺ひたいのは、長官は盛んにシビリアン・コントロールといふことを申されております。この点につきましては、考へて行きますと、將來のことはいざ知らず、現在の保安庁のシビリアンを見ますといふと、大体各省からの寄集りの方が多いのであります。これは日が浅いからそういうやうな嗜好をとおるのだと思ひますが、一方今度は制服の人、これは訓練を受け、又学校を出、そして長くそこを落ち付いておるというやうな嗜好をとおるのではありませんか、これが今採用の制度が撤廃されて、課長にも局長にも自衛官がなつて行くと、こういうことになりませう。と、實際問題として現在のやうなシビリアンが、いわゆる各省と交流をやつておるという御趣意ならば、文民優位といふ言葉が私は破れて来るのじやないかといふやうな気がいたします。が、これについてはやはり現在のやうにシビリアンは各省との交流でやるのだ、自分のところで育てて行くのじや

ないという御方針ですか。それとも自分のほうで育てて、本當のいわゆる防衛庁氣質といふやうな、これも固まつてはいけません、そういうやうなシビリアンをお作りになるお考えですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) お説の通り警察予備隊創設早々の際でありまして、各省からいろいろの人が保安庁に入りまして現在やつております。その後におきまして、各省から見ました最高のスタッフは、私は案に立派な人たちであるといふことを確信しております。この人たちが腰を落ち付けて、そして本當の保安庁の伝統を作り上げる、この熱意を以て終始やられることを私は希望しておるのであります。最高スタッフがこの気持でやつて頂いておることは私は喜びに堪へないであります。今後私は全くこのシビリアン・コントロールをやれる上において、防衛庁自体において立派な人物を育てて行くといふ方針の下に終始やつて行きたい、こう考へております。

○三浦義男君 長官のおつもりは確かにさうであると思ひます。ところが實際の状況は優秀な人であるだけに自分のお里に帰りたい、又お里も帰つてほしいといふ状態なんですね。そこで私はどうもこの制服が局長にもなり課長にもなりといふ制度が、もう少しこのシビリアンが落ち付くといふやうな状態になつてからお始めになつたほうがよかつたのじやないか、少し早過ぎはしないかといふ気がいたしたのであります。が、如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通りシビリアン・コントロールと申しますと、政治が軍事に優先するといふ

ことを建前としておるのであります

て、何も平服が制服に優先するというわけではないのであります。これは私は非常にここに含みを持つておるのであります。制服を着ておる者に対して平服を着ておる者が優位になるという事ならば摩擦を生じて、将来に禍根を残すことになるのではないか。互いに虚心坦懐に誰が優位であるというような考えを放棄して、日本の防衛の全きを期すためにお互いに手を繋いで行くということにしたいと考えておりますが、ただ平服を着ておる者が各省から来ておつて落ち付かない、制服のほうは下のほうからずつと落ち付いて行くから実際において平服のほうが制服に押される心配があるのではないかという事は一応御尤もな問題と思ひます。我々は将来防衛庁自体において優秀な人材を作つて行くことについて十分努力したいと考えております。

○三浦義男君 又一方考えますと、自衛官が局長にも課長にもなり、又世の中がシビリアン・コントロールだということをやつておられますと、自衛官そのものに多少なりとも嫌気がさして来て、いわゆる統帥というほうに能力が欠けて行くのではないかというふうな心配もされるのであります。余りに文民優位とかシビリアン・コントロールというふうなことを強く言われることは、私は両面から考えましてどうも思わしくない結果が出て来るのではないかと思ひますが、その点については如何ですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) お説御尤もであります。文官優位なんという言葉は余り私は使いたくないのであります

す。

○三浦義男君 先ほど井野委員からのお話で、技術官も参事官になれる、こういうふうなお話がありました。私は非常に結構なことだと思ひます。又この局の中にも技術官が相当参事官としての腕を振るべき者もあると思ひます。それと兼ねてお聞きしたいのであります。これは昨日でありましたか、竹下委員から衛生関係のお話がありました。この軍の衛生と申しますのは、私が申上げるまでもなく軍医学と申しまして、一種特色のある医学が現在まで発達して参つております。私はどうもそういうふうな伝統を持つていける医学を育てるため、或いは今後発展させて行くためにやつぱり医務局というふうなものが必要ではないか。而も保健衛生は人事局でやり、薬品その他は装備局でやるというふうな建前をとつてゐるのであります。これはやつぱりどうも医務局というふうなものを作りまして、そうして一つにまとめたらいわゆる先ほどから申されております軍医学というものの伝統、これを育成して行くということが、竹下さんと同様に私は必要だと考えられます。これは近き将来においてこういうふうなものを、衛生局のようなものをお作りになるというお考えは、ございせんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) その衛生についての必要なることは極めて同感であります。この点につきまして我々は最大の注意を払ひまして、近き将来において私はこういうことを実現したいと、こう考えております。

○三浦義男君 又盛んに三軍均衡方式というものが言われておりますが、これは全委員から殆んど御質問があつたと思ひますが、この三軍均衡方式をとつておられると言われながら、この自衛官の配分を見ますと、陸が十三万人、海が一萬五千八百人、空が六千二百八十人というふうな非常な段階を付けておられるのであります。又装備においても私はその通りだと思ひますが、日本のこの地理的に置かれてあります条件から見ますと、どうもやはり海と空が主ではないか。これも長官が認めておられるようであります。従いましてこのアメリカに行くという留学生の計画を見ても、陸が断然多い。又そういうふうなことから申しますと、海と空が或る程度主であつて、そして海と空が或る程度主にあつておるというふうな気がいたすのであります。私は海と空の人間の養成というものは非常なやはり長年月をかけなければ立派なものにならないと思ひます。これは衆議院の公聴会に、元野村大將も、一人前の海の人になるには十年かかるのだというふうなことも言われておるようであります。私はそういう意味から申しまして、海のこととつております一萬五千八百人、或いは空が六千二百八十人というふうなことを、もつと殖やされて、尤も殖やすということになりますと、陸を殖やさなければならぬと思ひますが、現在の設備で、現在の飛行機で、現在の艦艇で大いに練習を積まれることが当を得たものではないかと思ひます。ありますが、そういうことをやられるためには、海の施設も、又空の設備も足りないというふうなことで、こういう策はとれないのでございましょうか。

か、どうでしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は御尤もな御意見だと思ひます。もとより日本は、先刻申し上げました通り、周囲海に包まれておるのであります。殊に海岸線が九千マイルになんかとしております。これを警備するといふことについては相当の私は船或いは航空機が必要になつて来るじやないかと思ひます。これらを養成するについては、野村元大將も申されたように、長日月がかかるのであります。今からその準備はいたしておかなければならぬことは当然であります。これを養成するにつきますと、ただ募集して普通の訓練をさせることでは足りないで、船に乗せ或いは飛行機に乗せなければならぬので、それが必要になつて来る。而も非常に燃料が多く必要になるという事で、財政上その他も勘案いたしまして、なか／＼容易でないといふことを御了承願ひたいと考へます。併し我々といひましては、現在訓練いたしておる者は、将来これが幹部になり、新らしく入つた者の指導官たらしめることに私は重点を置いてやつておるのであります。そういたしますと、日本の財政力が将来船をもう少したくさん作る、航空機が持てるというふうになりますと、相当な役割をして、兵員の増加もできるのであります。こう考へます。

○三浦義男君 そういたしますとまあこの海の人、空の人、これがまあ現在の船、現在の飛行機では先ず練習するに最大限度であるという、こういうことになるのでございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) さようでございませう。

○三浦義男君 次にお伺ひ申上げたいのは、法案を見ますと、幕僚長が「長官を補佐する」補佐官である、こ

う言つておられますが、そしてこの幕僚長が長官の意を受けて指揮に當るといふふうなふうにとれるのであります。が、まあこれも衆議院の質疑にもあつたやうであります。指揮官であるといふのではないかと。一語ではどうも補佐官である人が一語ではどうも補佐官ではないかといふふうな私は速記録を見たのであります。どうも私はこの点についてはしつくりしないことがございまして、その辺のお考えを一つ聞かして頂きたいと思ひます。昔の軍の組織とはどうも違つておるやうに思ひますが、これは長官、どういふふうなことで補佐官である人が長官の命を受けて下僚、下の者を指揮するといふふうなことがとられたのであります。どうでありますか、聞かして頂きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は今のあり方がむしろ適切でないかと考へております。幕僚長が長官の補佐役たることはこれは当然のことです。幕僚長は終始長官の現在のあり方、或いは訓練をどうすべきであるか、又自分の意見を述べます。私は常時聞いております。端的に申しますと、災害派遣の場合でもすぐ行つてみずから進んで長官に指揮を仰ぐのであります。その場合に長官に対して種々いろ／＼な進言をいたします。これは一つの補佐であります。そしてその進言に基いて長官は又他の幕僚長ともよく協議して一定の案を立てる。それを幕僚長を通じて、たしか陸でありますれば第一管区、或いは第二管区、その総監に命令を

伝達いたします。海上でありますれば、これはたしか司令、これに命令を達するといふやうなやり方をやつておるのであります。その間諜に私は円滑にできておるものと考へております。

○三浦義男 まあこれは私は往年の軍の組織とは違ふと思つておりますが、これは新しい方式として試みられて現在までに至つておるわけでありませぬ、その結果はよろしいとお感じになつておりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今のところはよろしいと考へております。○三浦義男 そうですね、將來はもつと軍が大きなものになりまして、そしてなりましたときはどうかかわらないが、とにかく現在のところではよろしいといふやうなことでございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) まさにその通りであります。

な組織が必要であると思つてあります。まあ昔の統帥の長であられたところの陛下には枢密顧問官があり、軍事参議官があつたといふやうに、文武の補佐或いは助言を申し上げる方があつたのであります。それが全然ないといふことは、私はどうも偏つてしまふやうな氣持がするのであります。長官がどう考へになつておりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はこの防衛庁長官と総理とが直結したておるのでありますから、この間に他の者が介在するといふことはむしろよろしくないのじやないか、総理と防衛庁長官とは直結したしまして、総理は直接に防衛庁長官に指示をして、その指示に基いていろいろな計画を立て、又實際において運営して行くといふことが私はむしろいいのじやないかと考へておるのであります。

○三浦義男 此の辺になりますと議論になりますからやめておきます。次にお伺い申上げておきたいのは、予備自衛官の問題であります。これは先ほどもお話が出たのでありますが、この法案では一万五千といふふうに出てあります。自衛官の総数がたまたま十五万二千といふやうな数字が出ておりますので、どうも大雑把に一〇%くらいいふものをとつておいたらいけないかといふやうな感じがやられるのじやないかといふやうな氣持がいたすのであります。これは昨日のお話でもどうもはつきりはしてないのだといふやうなお話がありました。若しこれが三十年度になりまして十七万になつた、自衛官の全体の数が十七万になつたといふと、これは一万七千の予備自衛官といふやうな数字が出て来る

のじやないかといふ氣持がいたします。何か予備自衛官の数にははつきりした根拠があつて一万五千でいいとか、或いは一万七千でいいとかいふことになりませんと、如何にも一〇%といふやうなことで納得ができないものがあると思つておりますが、これはやはりまだはつきりしたやうな根拠がございませぬか。

○政府委員(加藤陽三君) これは昨日増原次長から御説明ございしましたけれども、全体として予備自衛官の数をどういふふうにしたらよいかといふことにつきましてはなお慎重に検討を要するものと考へておるのでございします。今回一万五千人といつたのは、本年度におきまして保安隊の隊員で任期の満了いたしますものが約四万人おるのでございします。先般の調査によりましますと、このうちで農山林漁業者が約四割でございします。そこを以て、大体さういふやうな方々が予備自衛官としては一番とりやすいのではなからうかといふやうなことから考へまして一万五千人と本年度につきましてはきめたわけでございます。

○三浦義男 そうですね、今のお話だとにかく相當な程度の根拠がある、こゝういふわけでございますね。腰だめに一〇%をとつたのだといふわけではない、こゝういふわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) その一〇%がよいかどうかといふ点についてはなお慎重に研究の必要があると思ひますけれども、實際に採用可能な人数といふやうな面からの検討はしてあるといふことでございします。

○三浦義男 たま／＼一万五千が自衛官の総数の十五万の一〇%になつて

いるから私はさういふ疑問を起したのであります。今あなたのおつしやつたやうな、除隊する兵隊が四万人あつて、その四十%が大体自衛官としてとれる見込みなんだ、こゝういふお見込みならば私は納得するわけですね。

次にお伺いしたいのは、予備の動員の計画であります。先ず差当り予備として三年間の期限を付ける。又それはもう三年間延ばすことができないのだといふやうに書いてあります。が、さういふことについては何か後備といふやうな、昔の後備兵隊のやうなものはお考へになつておらないのであります。

○政府委員(加藤陽三君) この予備自衛官の制度そのものを私も、退職いたしました当時における本人の技術と申しますか、技能といふものを確保しておきたいといふところに一つの狙いを付けて考へておるのでございまして、大体さういふ面からいたしましたれば三年くらいといふものがよろしいのじやなからうか、更にそれから先になりましてもう一つ別の後備に類するやうなものを考へるといふところまでは今のところ至つていないのでございします。

○三浦義男 私は軍の機動力といふものが非常に大切なものだと思うのであります。こゝで自衛隊が十三万といふことに今年度はなつております。これが機動力が非常に付いておられます。ば二十万の兵隊にも相當し、又三十万の機動力をすることができると思ひます。私は機動力、いわゆる裝備につきましては或る程度米軍並みにも達しておるかも知れませぬ。併し日本の交通の状態を見ますといふとなか／＼米軍

の裝備のものをフルに活用していわゆる機動力を付けるといふことはなかなか非常にくわしくいふことだと思つてあります。こゝういふ点につきまして、道路はこゝしてもらわなければならぬ、鉄道はかくあるべきだといふやうな何か的確な御計画を持つておられませうかどうですか、若し持つておられなければこれを早急にお立てになつて、当局とよく御相談なさるお氣持があるかどうかをお伺いしておきたいのでございします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に御説御尤もであります。部隊の機動力は一番重要な要素であります。これは又道路に直結するのであります。日本の道路をよくするといふことは防衛の面から見ても又産業開闢の面から見ても非常に必要なことであるかと考へます。我々はこの両面から日本の道路網がどうあるべきかといふことについては相當研究を要する問題である。併しこれはやはり建設省にも重大なる關係があるものでございまして、我々のほうにいたしまして、両省協議の上で將來の方針を立てたい、こゝ考へて保安庁においては保安庁自体で今研究しておる次第でございします。

○三浦義男 これは一つ早急にお立てになりまして、とにかくさうたぐさの兵力は経済的には持てないのだ、こゝういふことになつておりますので、道路或いは鉄道なんといふものを整備いたしましてはこれは又莫大な金がかかることは申しながら、これはまあ永久的に使えるものであります。この点は是非早く計画をお立てになつて、建設省なり運輸省と御相談なさるのが望ましいのであります。

の裝備のものをフルに活用していわゆる機動力を付けるといふことはなかなか非常にくわしくいふことだと思つてあります。こゝういふ点につきまして、道路はこゝしてもらわなければならぬ、鉄道はかくあるべきだといふやうな何か的確な御計画を持つておられませうかどうですか、若し持つておられなければこれを早急にお立てになつて、当局とよく御相談なさるお氣持があるかどうかをお伺いしておきたいのでございします。

次に伺いたいのは、今度の自衛隊は直接侵略と間接侵略に対するものであると言われているが、実際一番悪い場合を考えると、直接の侵略と間接の侵略とが同時に来るときが一番こわいのだと思うのであります。こういうときに直接の侵略に對しましては自衛隊が当たるのだ、然らば国内におきます間接の侵略というものに対して、我が国の動力源であるとか或いは交通の要点であるとか、生産の中核の点であるとかいうものをどういうふうにして防備されるかという点についての、何かこういうものにつきましても防備計画がもう立てておられますかどうかでありますか、伺いたいと思います。

○国務大臣(木村篤太郎君) この点も誠に御尤も至極なことでありまして。我々はその点について終始考慮を払っております。計画は着々立つつあります。

○三浦義男君 これは旧軍時代には相当進んだ計画を持ち、資料を持つておつたと思ひます。又私どももこういうことをやらせられておつたのであります。これはどうせもう自衛隊がはうへんに、要所々に兵を持つておるのでありますから、速急に一つお立てになつておきませんと、折角立派な自衛隊を作られても無駄なことになるというやうなことがなきにしもあらずでありますので、早急に御計画を立てて頂きたいと思ひます。

それから次に伺いたいのは、自衛隊法の第百条に「土木工事等の受託」と書いてございます。これは「長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合に、」云々と書いてあります。

して、「その他政令で定めるものの土木工事、通信工事」というふう書いてあります。その他政令で定める土木工事、通信工事というものは全体何を、どういふものを言つておられるのであります。お聞きしたいのであります。

○政府委員(加藤陽三君) この百条に相当いたします規定は現在保安庁法の第八十一条にあるのでございますが、保安庁法の八十一条におきましては「保安隊の訓練の目的に適合する場合」には、国又は地方公共団体の土木工事を引き受け、及びこれを実施することとあります。今回はこの範囲を拡大いたしまして、先づ第一点として「国、地方公共団体その他政令で定めるもの」の工事の引受をいたしますもの、の範囲を一つ広げました。政令ではどういふものを定めるかと申しますと、お手許に御配付いたしました政令案の要綱のところにございます。ように入れたい、かように思つておるのでございます。

それから第二点として、範囲を拡張いたしましたのは委託を受ける事業の範囲でございます。現在の保安庁法におきましては土木工事だけに限つておるのでございます。御承知の通り保安隊の中には通信部隊もおりますので、通信工事も加えたい、それからその他政令で定める事業として考えておりますのは、衛生部隊もおりますので防疫のやうなことで、伝染病の予防の防疫という消毒作業のやうなことは本来の訓練でもいたしておりますので、先般の九州の水害のやうな場合にはそういうやうな作業も手伝いをするということも

適当であると思ひまして、そのよう考へて規定いたしましたのでございます。

○三浦義男君 次に伺いたいのは技術研究所のことでございます。只今研究の主要なものは全体何でございますか、これはMSAによつて生じて来ますところの秘密保護法にも触れないと思ひますので、一つ主要なものをどういふものをやつておられますか、又それがどの程度までの成果を挙げられておられますか、差支えない程度に一つ教えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(石原周夫君) 現在までやつております技術研究所の仕事としては、まだ建物の建築をいたしておりますので、暫定的に川崎のほうに工場の一部を借りております関係上、研究所自身といたしましては非常に進んだ段階に至つておりません。現在やつております主たる仕事は、部隊で使います装備品、これは食糧から被服、備品というやうなものに至ります。それから、車両、そういうものに至ります。一切の装備品に對しましての規格を今きめておるわけでありまして、非常に細かくきめる必要がございます。それで、これは部隊或いは第一幕僚監部、第二幕僚監部の学校などと協議をしながら、規格をきめております仕事を主たる仕事であります。なお調査の委託をいたしまして、この規格、或いは若干それより進んだ段階のものにつきましては国立の研究機関、学校というやうなものに對します委託をいたします。二十九年度以降におきましては大体本年度中にでき上るのでありますから、これを若干進めまして、電波関係の研究でありますとか、或いは

は航空機の部分的な問題の研究とか、そういうやうなところから逐次やつて参りたいというふうな考へております。

○三浦義男君 そうしますと現在までのところでは装備品のスタンダライゼーションが主なのであります。それから今後電子工学に関する研究を始められたい。電子工学の研究なんかで申しますと、これから設備をされたり或いは研究をされるということとはなかなか日にちがかかつて大変なことだと思ひます。私にはこの今後の自衛隊の力を付けますという面から行きますと、まあ余り金のからかさない、大変な仕事ではあります。電子工学のやうないわゆる電子兵器のやうなもの、研究が一番先に取上げられなければならないものだと思うのであります。まあ将来、今お聞きするところによると電子工学関係の兵器の研究をなさるといふのであります。それはその点は非常に結構だと思ひます。

それからもう一つ伺いたいのは、何か航空についての御研究を今なさつておると言つておられますが、これはまだ緒に付いておらないのでございませう。

○政府委員(石原周夫君) 先ほど申し上げましたように、現在のところでは施設も人間も不十分でございます。その、併しいろいろ実益が出て参りますのは、災害などの場合に食糧投下のとき、こういう場合にどういふやうな工合の付け方がよろしいかというやうな具体的な問題が生じております。と、それから若干現在のところでは使つております飛行機につきましてもいろいろ問題がございますので、そういう

うやうな比較的まだ若い段階といひます。そういうやうなところの仕事をして現在いたしております。

○三浦義男君 その航空の研究につきましては実際非常に広範囲なものが生れて来ると思ひます。ボディにいたしましてもエンジンにいたしましても、又使用のマテリアルにいたしましても、油にいたしましても非常に大體な総合的な研究がなければならぬと思ひます。そこで私は前から国立の航空研究所を是非作つてもらいたいということを予算委員会でも再三述べたのであります。御趣意は御尤もな感じがなからうと思ひます。その裏にはどうも各省間の或る程度の綱張り争ひがあつてできないというやうなことも予算委員会の節にちよつと通産大臣が漏らされたことを記憶しておるのであります。

御承知のように航空につきましては基礎研究は文部省でやる。生産の立場からは通産省がやる。又保安の立場からは運輸省が担当し、使用者側として防衛庁であるということ、四つの省庁がからみ合つてどうもすくんでいてなかなか踏み切りがつかないというやうなことを感ずるのであります。こういうふうにして非常に立ち遅れております航空関係、十年に亘る長いプラントがあつたこの航空の研究がかくのごとくに進まないでおりますといふと、本當にも飛行機に關しましてはアメリカの隼、アメリカに從わなければ何もできないのだというやうな、そういう恰好に持込まれてしまふと思ひます。一つ長官、この航空の研究につきましては思い切つて内閣に大きな国立の研究所作つて

一九

頂きたい、作るべきであると思うのでありますが、長官のお考えは如何でございますでしょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 将来日本の国力の発展を期する上におきまして、又国家防衛上におきまして、航空機の生産ということは重要な要素であると思ひます。それについて航空機に関する研究機関を設けるということ、私は極めて適切な御意見であると考えております。今後そういう方面の行き方について我々は努力を惜しまないつもりでおります。

○三浦義男君 現在航空技術審議会の法案が衆議院を通過して参りまして、当委員会にかかつておるわけであります。が、もうこれも会期中には是非私は通して頂きたい、こう思つております。従ひまして、これと表裏をなすところが只今まで申上げましたいわけゆる国立の航空技術研究所であります。是非これは実現されるように長官に格段の御努力をお願い申上げたいのであります。

次にお伺いしたいのは、現在の保安庁で以て、先ほども経理局長からお話がありました、ほうふの官庁の研究所とか或いは大学の研究所に、或いは民間の研究所に委託研究をされておるといふことを聞きました。これは現在の保安庁の研究所がまだそう大袈裟なものでない限りにおいては止むを得ないと思ひますが、過日の新聞によりますと、北海道大学の中谷博士が凍結の試験を米軍から頼まれて、そして北海道大学に凍結に関する研究所があるのであります。が、そこで引受けてほしいというような手紙をよこした。ところが北海道大

学ではこれは軍目的に使われるのであるからいやだ、又米軍から金が出るのだからこれは自分のほうでは研究するのはいやだというふうなことでこれはお断りをしたというふうな話が出たのであります。これは真相はどうでありますか、とにかく新聞ではそう報じておる。若し現在の保安庁がこの委託研究をなさいますときにこういうふうな事例が起つて来るという、実際のいふるな面において支障を来したて来ると思うのであります。そういうふうな事例は只今まではございませんでしたかどうか。

○政府委員(前田正男君) 事例ごとにはつきりは存じておりませんけれども、研究につきましてはいろいろと保安庁の研究の依頼とか或いは又保安庁の研究所の囑託になつてもらいたいとか、こういうことに対して多少の研究者の中で遠慮をされたような気味のあつたことは聞いております。ですけれども併し現在仕事に支障するといふような程度ではないと考えております。

○三浦義男君 そうしますと、これは軍目的に使われるのだからいやだといふような理由でありますか、又自分たちにはそういう能力がないといふようなことでそういうことを言つておるものでありますか、おわかりありませんか。

○政府委員(前田正男君) そのことにつきましてはどうか、やはり一般の研究をされておる方の中に軍事研究といふことに関係するのはいやだといふような気持を持つておられる方もあるのではありません、そういうふうな観点から一、二そういう支障のあつたようなことを聞いておるのでありますけれども、

も、併し国が仕事をして行きます上に、おいては、実際問題としてはそういう事例もあつたといふふうなちよつと聞いておりますけれども、差支えはありません。

○三浦義男君 そうしますと、これは断つて来たような場合にそれじやどこでそれを研究しておりますか。

○政府委員(前田正男君) そういう方は別に日本では一人ではありません。のですから、又適当な技術者がおられますので、適当な学者がおられますので、御賛同願えるような方に研究の援助をして頂く、囑託になつてもらう、こういうふうな方法で以て解決いたしております。

○三浦義男君 次に伺ひ申上げたいのは、M S A の四協定で以て余剰農産物の購入から出て参ります一千万ドルの資金の点であります。この贈与された一千万ドルの使途につきまして、自衛隊の増強方針に絡みまして、この使用方について長官はこういう方面に使つてもらいたいとか、或いは一つこの方面に融資してもらいたいといふようなお申出をなさつたようなことございせんか。又お申出をなさるお考えはございせんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今申出はしてありません。併し私といたしましては、さつき経理局長から申上げましたように電子工学、こういう方面について一つ金を出して研究を進めたいと考えております。

○三浦義男君 三十六億の金というのは大抵防衛産業に融資をするのだといふふうなことを言つておる金でありますので、大いに私は長官としては発言権があると思ひますが、如何

でございせんか。

○国務大臣(木村篤太郎君) まさにその通りであります。私も発言権はあると考えております。

○三浦義男君 大いに発言権を利用して頂きたい。まだ伺ひたいこともございせんが、この国防会議に關係するようなものがあるものであります。国防会議についてのお考えがまだまとまつておらないのでありますので、機会がありましてそれを又伺ひたいとして、今日私は質問はこれで終りたいと思ひます。

○八木幸吉君 資料の請求をいたしました。将校以上の旧軍人の方、階級別の人數と然らざる者との一覽表を頂きたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 了承いたしました。

○三浦義男君 私は受託工事についての資料をお願いいたしたのであります。が、まだ出て来ないのであります。○政府委員(石原周夫君) もうすぐお届けいたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは本日はこれにて散会いたします。
午後五時十八分散会